

第五十一回 参議院農林水産委員会會議録第十九号

昭和四十一年四月十九日(火曜日)
午前十時二十七分開会

委員の異動

四月十九日

辞任

野溝 勝君

補欠選任

大河原 次君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

山崎 育君

野知 浩之君

和田 鶴一君

武内 五郎君

渡辺 勘吉君

宮崎 正義君

委員

青田源太郎君

小林 篤一君

櫻井 志郎君

園田 清充君

田村 賢作君

高橋雄之助君

仲原 善一君

温水 三郎君

森部 隆輔君

八木 一郎君

川村 清一君

中村 波男君

森中 守義君

矢山 有作君

北條 雋八君

国務大臣

農 林 大 臣

坂田 英一君

政府委員

農林政務次官

後藤 義隆君

事務局側

常任委員会専門

説明員

農林省農政局参

事官

横尾 正之君

森本 修君

農林省畜産局長

榎垣徳太郎君

官出 秀雄君

本日開会に付した案件

○農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

○農業信用基金協会の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

○畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正

する法律案(内閣提出)

○委員長(山崎育君) ただいまから農林水産委員

会を開会いたします。

農業近代化資金助成法の一部を改正する法律

案、農業信用基金協会の一部を改正する法律案

を一括議題とし、質疑を行なうことといたしま

す。

質疑のある方は、順次御発言を願います。

○森部隆輔君 最初に、近代化資金について、農

業の近代化資金制度はすでに実施に入っており、わ

けであります。山村においていま努力が非常に

不足しております。したがって、一たん山村で樹

木を伐採した場合に、さらにあとに植えつけると

か、あるいは新植をする場合とか、あるいは下草

を刈るとか、いづれにしましても、いろんな場合

に、相当もう山村の近代化というものが必要であ

るし、これは林業基本法なんかもできておること

はすでに御存じのとおりだと思っております。

それからまた、漁村において、沿岸漁業のうち

には、これは沿岸で、私の地方なんかでも、農

協の会員であると同時に、漁協の会員に、両方入っ

ている者がたくさんおります。であります。今

回の農業近代化資金のいわゆる定義から言います

と、農業者と、それから貸し付けの対象を見ます

と、この林業関係あるいは漁業関係者は、近代化

資金というものの対象にはならぬと思ひます。山

村の振興あるいは沿岸のいまの漁業者の救済援助

といひますか、あるいは振興といひますか、これ

らが非常に大事な時期でもあり、そういう際にこ

れらの漁業あるいは林業方面にいわゆる資金融通

に対して近代化資金というようなものが考えられ

るのじゃないか。どういふわけでこれをやらな

いか。これに対するお考えを、まず最初にお聞き

したいと思ひます。

○政府委員(森本修君) 御指摘のように、農村ば

かりでなしに、山村なり、あるいは漁村におきま

して、きわめて重要な事業が、あるいは構造改善

をや、また、御指摘のありましたような造林、そ

ういった事業において行なわれておる。したがっ

て、それに対して近代化資金といひますか、金

融的な手段を整備していくといふことはきわめて

必要でありますし、また重要なことだと思ひま

す。ただ、いまお述べになりました近代化資金と

いうことになりますと、お説は二つの点に受け取

れるわけですが、一つは現在やっておりますこと

の農業近代化資金を、漁村なり、あるいは山村

なり、そういうところに貸せられないかといふ

うなお考えにもとれますし、あるいは漁業協同組

合なり、あるいは森林組合の原資を活用して、そ

ういった必要な近代化資金といふような制度を

つくれないかといふふうにもとれるわけですが、

現在の農業近代化資金を、林業なり、あるいは漁

業に貸し出すという点につきましては、御案内の

ように、現行の近代化資金制度といひます、一つは

農協の原資を活用して農業関係の資金として貸し

観点からいいますと、一つは組織問題というふう

な点に十分注意をしなければいかぬというふうな

感じがいたします。

それから、後者の問題になりますと、たとえば

漁業協同組合の原資を活用していくという点にな

りますと、御案内のように、だいたい農業協同組

合の資金事情とは違つて聞いております。あ

る意味では預金よりも貸し出しが多いといったよ

うな資金事情になっておるやうに伺つておりま

す。そういう点からいいますと、農業協同組合系

統機関の資金事情とはだいぶ事情が違つていう

うな感じもいたします。そこを考えると、直

ちに農業近代化資金と同じような制度を森林組合

なり、あるいは漁業協同組合の原資を活用してや

るといふようなことは若干実情等からみて適当

じゃない、こういうふうな考へております。

○森部隆輔君 私承知しておる範囲では、わが

国における山林の所有者は三ヘクタール未満のも

のが大体八割前後ぐらい占めてゐるんじゃないか

と思ひます。大林面積を持つてゐる数百ヘクタ

ールあるいは数千ヘクタールというふうな、ある

いはそれ以上の山持ちというものは、数に於いて

はごくわずかなんです。また資力もあるんです

ね。わずかに三ヘクタール以下のものが約八割ぐ

らい占めておるということになれば、これらのほ

とんどは山村でありますから、農外所得を得る機

会も比較的少ない。また、一方においては、ただ

いまも申し上げるやうに、山村における林業に

も、やはり近代化というものが必要なんです。ま

た、あるいは漁村においても同様なことが私は言

い得ると思ひます。漁具の手入れからいしまし

ても、あるいはノリのなにかいたしましても、同

様、ある程度の当初の設備資金が要るんです。こ

れらをいまの近代化資金そのもので、農業近代化資

金と同様、いわゆる原資を求めてやるというこ

い。漁協にそれだけのものがないんだ。これはお説のとおり、私もそれは大体において承知いたしております。しかし、いやくもわが国において非常に森林面積が多く、山村の振興が非常に大事な際でもあり、また沿岸の漁民というものの振興、漁村の振興という方面には、私は政府としても少しあたったかき気持ちでそういう資金のめんどうをみる必要があるかと思ひます。いまの制度では近代化資金がでないで、結局、公庫資金によるか、あるいは中金、中金からは貸します、その二つ以外には、あるいは普通銀行、いわゆる都市銀行あるいは地方銀行あるいは相互銀行というような他の金融機関によるか、農業金融としては公庫の資金か、あるいはただいま申し上げましたように、中金から直接貸す、これ以外に方法はないと思うのですよ、それで満足しておるのでしょうか。私はどうも繰り返して申し上げるように、山村あるいは漁村のこれらの人に対して、いわゆる近代化資金と同様な何かの形においてやはりそういうような低利しかもある程度の長期の資金をこれらの近代化のために融資することを考えるべきじゃないか。その方法は私はきょうは申し上げません。具体的にまだ検討されていらないとするならば、将来どういう考えを持っておられるか、ひとつまずこれをお伺ひいたしたいと思ひます。

○政府委員(森本修君) 先ほど申し上げましたように、林業なり、あるいは漁業関係に資金の制度を充実してまいるということは極めて重要なことだと思ひます。近代化資金制度といったようなものをつくるかどうかという点につきましては、先ほどお答え申し上げましたとおりでございますが、大体農業関係の近代化資金制度の対象になつておるような、いわゆる共同利用施設あるいは個人に対する施設といったようなものは現在でもほぼ公庫資金でまかなつておるわけでございます。大体、公庫資金としましては、ほぼ林業なり、あるいは漁業関係の必要な資金額を網羅しておるといって差しつかえないのじゃないかと思つてお

ります。また最近、両部門において始めました構造改善事業といったようなものに対しまして、三十八年度から新しく、いわゆる経営構造改善資金の中で、林業に対しても、あるいは漁業に対しても貸し出しをしておるといったような関係がございまして、したがひまして、私どもの感じでは、現在の公庫資金なり、あるいはまた御指摘がございました農林中金の低利融資制度といったようなものでかなり資金需要に対して対応できるのじゃないかという感じは持つております。ただ事情が刻々変わつてまいります。また、政策的な要請にいたしましても、そのつど変化をいたしてまいります。そういう点から考えますれば、将来林業なり漁業の資金制度のあり方、また、そういったものの融資条件の改善というふうな点についてはわれわれとしてもできるだけ検討を重ね、所要の対策を講じていくということにはやぶさかではございません。

○森部隆輔君 これから先はお尋ねしても私が満足するようなお答えは私はできぬと思うのですが、非常にまじめな気持ちで、真剣な態度で、これらの山村関係の問題あるいは漁業者ことに零細漁業者、これらに対してやはり中金といひましては、これは九州なら九州に中金の支店といひましても、一つぐらいはいい。あるいは公庫にいたつて九州には二つしかない。他のブロックにおいても同様であつて各県にない。それからまた、県の段階においても信連あるいは町村の単協というふうなふうに手近にないのです。ですから金を借りようとして、たとえばいろいろ申し込み手続をするにしても、非常に遠隔な地であるし、それはいまの制度そのものでは決して十分ではないのです。ただ漁協の場合においては、現在の資金量といふものが千億に達しないのです、まだ全国を通じて。約八、九百億程度だろつと思ひます。しかも預金率が八割以上あると思ひますので、余裕金があまりないから、原資もないかもしれせん。しかし、これは政府がやろうという気になれば、真剣に山村の振興あるいは沿岸漁村の振興救済を

やろうとすれば、まだ考える余地がばくはあると思ふ。これはひとつ真剣に明年度の何として、本年年度間に合わせぬなら、明年度何かの形で農業近代化資金と同じような形式で貸し出すということも一つの方法でしょう。それから、農協は、あるいは系統が違ひますので、漁協あるいは漁信連といふものの系統から言へば、あるいは反対の意見になるかもしれませんが、許すならば、あるいは末端の農協が員外貸し付けとして貸し付ける道もできます。山村なんかにおいても零細な山持ちといふものは、同時に農協の会員なんです。ですから、近代化資金の貸し付け対象をふやせばできるのですよ。両方の、二足のわらじをはいていくのが多いのです。ばくのところの有明沿岸のノリ漁業者といふのはほとんど全部漁協と農協の両方に入つてゐる。ですから、これはいまの系統で漁協は漁協、漁信連の系統で貸すか、近代化資金と同様な方法をとるか、あるいは末端において、いま申しましたような信連なり漁信連なり、あるいは単協の場合においてそういうような貸し付け対象ができるようなことを考えるか、いずれかの方によつて、私としてはやはり山村の零細な人々、あるいは沿岸の漁業者——大資本のものは直接中金からでも、公庫からでも金を借りてやりましょう。いろんなそういう方面に対する知識も持つておられますけれども、したがつて、もう少し実情に沿うような気持ちで農林省としては当然考えるべきだ、口でやれ山村の振興とか、あるいは沿岸漁村の何だといつても、そういう点について實際これやらなければ私はから念仏に終わると思ふ。これ以上はこの問題については申し上げませんから、ひとつまじめな気持ちで検討していただきます。

次に、近代化資金の制度が創設されて以來、政府はどういうようにこの制度の功罪というものに対して考へておられるか、それをひとつ承りたいと思ふ。どういふ判断をしておられるか。

○政府委員(森本修君) 近代化資金は、御案内のように、農業の資本整備の向上ということが一つ

の眼目になります。それからもう一つは、いわゆる系統農協の機関の資金の活用ということがもう一つの眼目でございまして、で、近代化資金制度が発足いたしましたから五年ぐらいたちますけれども、融資の実績としましては、毎年相当増大をいたしております。四十年の末では融資残高としてはおそらく七百億ぐらゐに達するであらう、こういうふうに見ております。で、そういった資本整備の向上といったような観点からいたしますと、御案内のように、農業の、いわゆる固定資本投資というのが相当拡大をいたしてきております。たとえば三十五年の固定資本投資は約四千億ということでしたが、三十九年には六千三百億ぐらゐということになっております。そういうことでかなり固定資本投資が増加をいたしておりますが、その固定資本投資の源泉といひますか、どういふふうな形で資金を調達して固定資本を増加してきたかというのを見てまいりますと、制度資金でやつてまいりましたのは、三十五年では約そのうちの一〇%ぐらゐということになつております。三十九年にはそのうちの二〇%ぐらゐということで、制度金融による固定資本投資の割合がふえてきておる、全体もふえておりますが、その中の割合もふえておる。御案内のように、三十五年には近代化資金といふものはなかつたわけですが、三十九年には、先ほど言ひましたように、制度資金の中で近代化資金は約半分ぐらゐというふうな形を占めております。そういう点から一例をあげて申し上げますならば、いわゆる資本整備の増大というふうな面で近代化資金が果たしてきた役割りといふものは相当程度に評価してしかるべきではないかと、こういうふうにしておるわけであります。

それから、もう一つの系統原資の活用といったような点から見ても、系統農協の貸し出しも増加してきておりますが、ことにいわゆる長期貸し出しの増加の程度が多いわけでありまして、たとえば三十九年には系統農協の貸し出しのうちで長期貸し出しの割合が約四六%といつ

たようなふうになっております。ちなみに三十五年では三四%を占めておったわけでありまして。そういう関係から長期貸し出しの比率が増加いたしております。長期貸し出しのうち近代化資金もまたかなり割合がふえてきておるといったような計数上の推移から見ましても、農協貸し出しに対して近代化資金が促進的なかなり役割りを果たしておるといふようなことがうかがい知れると思うわけでありまして。両面から見まして、近代化資金制度が所要の目的に対してある程度の寄与を果たしてきたというふうな評価をいたしておるわけですね。

○森部隆輔君 近代化資金の融資のワケが、消化がどうも何と云いますか、予期のようにいかないか、若しくはない傾向があるのか、また、それに對して政府は、どこに原因があるのか、また、私の知つておる範圍においてはワケの消化というものが必ずしも芳しくないと思ひますが、御見解を承りたい。

○政府委員(森本修君) 予算上設定いたします融資の予定額に對しまして、近代化資金の貸し出し実績の比率が低下をしておるというところは、御指摘のとおりでございます。その原因はいろいろあると思ひますが、一つは、私どもが毎年近代化資金の融資のワケを予算上設定いたします際に、何と云いますか予算上のワケが少な過ぎたために近代化資金の貸し出しが円滑を欠くということでは申しわけないというふうなことで、ある程度ざつとばらんに言いますと、ゆとりを持ったワケを設定してきたといったようなことも一つあると思ひます。

それからまた、融資が必ずしも目標数字に達しないという要因の中にいろいろあげられておりますけれども、資金需要が、御案内のように、近代化資金の大きな貸し出しの種目としましては、機械とか、施設とかいったようなものが多い。あるいは果樹とか畜産といったような関係に貸し出されておるわけですが、必ずしも資金需要が年々に

よつてずつと趨勢的な増加をたどるというわけにもまいたらないという点があると思ひます。たとえば機械を導入いたしますと、やはり一定の年限それを使いまして、また買いかえをするといったようなことがありますが、資金需要がある程度年次の被を打つたといったようなこともあるようでありまして、そういった関係が一つあるうかと思ひます。

それからもう一つは、やはり農家の信用力の補完といったようなことで、現在の債務保証制度が行なわれておるわけですが、必ずしも、いろいろな点からしまして、これが機能を發揮してないといったような点がありまして、農家の資金需要に對してそういった信用力の補完が十分でないというふうな点から、もう一つ資金が伸びないのじやないかというふうなことを指摘しておるわけでありまして。長くなりましたけれども、さらに従来の金融の客観情勢といたしまして、ある程度度何と云いますか、外部的に運用が有利だといふふうな事情がありまして、知らず知らずの間に員内貸し出しに對する熱意が落ちるというふうなことも、計数には乗りませんけれども、やはりこういった近代化資金貸し出しに對する一つの制約要件になつておるといったようなことも指摘する人もあります。いろいろそういう点がございまして、融資の予定額に對しまして融資の貸し出し実績が必ずしもそれに對して動かないというふうな実態がある。そういうふうなことを考へております。

○森部隆輔君 これはひとり近代化資金ばかりではありませんが、貸し出しが、消化がどうも芳しくないというところはいろいろ原因があると思ひますが、そのうちのひとつとしては、公庫資金の問題について、私は、昨年でしたか、一昨年でしたか、手続の簡素化ということ強く要望したのでありますが、近代化資金の場合もやはり利子を果費でも補給する關係上、また、国も出す關係上、貸し出しを決定する前に、いわゆる事前に行政官庁と打ち合わせなり、いわゆる承認を得なければならぬ

ことになるのですが、実質上。ところが、その手続がですね、たとえば県の場合においては、県の開拓の問題であれば開拓課である、あるいは農地課である、それから今度植栽であれば園芸、果樹関係、それからまた、県庁の出先の、たとえば農林事務所にもやはりこれと同様ないわゆる課があるのです。これらの点で公庫の場合でも、公庫の貸し付けも同様であります。近代化資金も全く同様であると思ひますが、認定とか、あるいは承認、もしくは事前打ち合わせ、いろいろ名義は違ひますが、要するに債権者である県信連あるいは単協が貸し付ける前に、それらの行政官庁の承認が事前打ち合わせが必ずやらなければならぬ。これが非常に日にちがかかるのです。それとまた、各課に關係があるのです。たとえば未墾地を買入れた。そういう場合今度開拓する。そうして植栽する。こういう場合に幾つかの課に書類が回つていく。場合によつて幾つかの書類をつくらなくちゃならぬ。未墾地取得の資金をやる。開拓の資金をやる。果樹、植栽の資金をやる。いろいろな書類が必要になる場合がある。先ほども申しましたように、県庁の階段を幾つも通る關係で、県庁内部における各課同様ですね、いろいろな關係で手続を、いろいろ政府關係の公庫あるいは金庫等、あるいは医療金融公庫にしまして、あるいは国民金融公庫にしまして、農業金融の場合、ことに貸し付け決定前にいわゆる行政官庁の、いわゆる政府関係あるいは府県庁、それらのつまり行政官庁の事前承認というものがどうも思うようにいかないのです。他の金融公庫あるいは公庫、金庫とか、あるいは公庫の貸し付けを見ますと、多くの場合においては行政官庁のただ意見を参考に聞く程度のものが多い。これはお調べになればわかります。ばくも調べたものを持ってありますが、それで、公庫の貸し付けの問題は幾分か簡素化されたようだけれども、決してまだ十分じゃありません。近代化資金の貸し付けにしまして、貸し付けてしまえば債権者は県信連か単協か、貸し付

ける決定権はいまの行政官庁が持つておると、この言う。この貸し付け後の管理というものをほとんど、早くという債権者としては何もう立場じゃないですね。それで、これは公庫を通じての公庫資金の貸し出しと合して、私は、近代化資金の場合においてもできる限り貸し出しの簡素化、事務の簡素化、こういうことに一段の配慮が必要だと思ひますが、これはどうですか。ひとつ障害になつておりませんか。

○政府委員(森本修君) しばしば公庫資金にしまして、あるいは近代化資金にしまして、貸し出しの事務が繁雜である。しかもまた、きわめて手続に時間を要するというお小言をちやうだいたしてございまして、私どものほうもできるだけそういう事務の簡素化について努力をしたいということできつぱく努力をいたしておるつもりでございます。

近代化資金にしまして何と云つても、やはり県のほうの利子補給の対象になつておるといふようなことで、ある程度の事務手続は県庁としてもとらざるを得ないということをやつてきております。しかし、御指摘がございましたように、手続がきわめて繁雜だといふふうなことで、だんだんと県のほうとしても手続の簡素化につとめておるようであります。たとえば、いままでは、利子補給の承認を県庁の本庁まで持つてきてやつておつたというふうなことでかなり時間がかかる。また、各課を回すというふうなことで繁雜であるということがございまして、相当な数の県は、いわゆる府県の出先機関、農林事務所あるいは地方事務所とかいったようなところにそういった認定事務を移すというふうなこともやつておるようでありまして、また、私どものほうの關係でも、やはり事務手続上一定の報告を徴収するというふうなこともございまして、農協の末端の方々に御迷惑をかけておるといふふうなこともございします。したがつて、ここ一、二年をううといった報告徴収の様式なども簡素化する、また部数なども少なくする、回数もなるべく必要最小限度に限るというふうなこ

とで簡素化をしてまいりました。しかし、なお簡素化をすべき点が多々残っておるというふうに思っています。公庫資金も含めまして、近代化資金といわず公庫資金といわず、そういった手続の簡素化についてはできるだけ今後努力をしていきたい、こういうふうに思います。

なお、公庫資金につきましては、公庫の中にそういった事務手続の簡素化委員会というものををつくりまして、公庫自体としてもできるだけ簡素化につとめられるものはつとめるといったような体制を目下検討いたしており、すでに実施したものもございます。今後そういった点も私どものほうでできるだけ努力をして改善につとめたいと、こういうふうに思っております。

○森部隆輔君 貸し付けの申し込みに対する貸し付け決定のいわゆる割合というふうなものは、表によって示される場合があるのです。ところが、それはあなた方が中央におつて、しかも数字だけをごらんになった場合と、実際われわれが農村におつてその事務に直接なり関係なり関係してみますと、申し込みする段階までいかずに前もって尋ねに行く。つまりこういう金を借りたいがどういうふうにしたらよからうかと、こういうことで、めんどくさいとか、あるいはいろいろやっかいだということをやめる者が相当ある。それならば利子が幾分安いくらいのことならば他の方面から資金の融通を仰ぐと、こういうふうな点がありますので、ただ表面の表にあらわれた申し込みの数の数に対する貸し付けの決定だけを、あなた方が中央におつて、東京におつて、府県庁からあるいは報告をとつてみるというふうなことでいいかぬ。そういう実情があることを十分ひとつ御承知の上で、思い切つてこれはやはり簡素化すべきであるということ強く希望申し上げておきます。

それから次に、やはり近代化資金の問題であります。これは太体の方針といえますが、考え方としては間違っていないと思うのですが、農業近代化資金は系統のいわゆる余給金を活用する、資

金源にして、それに国及び県がこれに利子補給をするというたてまえ。ところが、比較的農業者の多い、社会構造のいわゆる農業県でも申ししますか、農業地方でも申ししますか、そういう地方は、府県にしましても町村にしましても税金収入が少ないので、公共団体としての財政規模が貧弱なんです。それから、それからまた、農村としても農外所得を取る機会が少ないのです。そういう農業県は、したがって、余給金というものの割合も少ない。これは当然なんです。そこで、これは表にもありますが、ところが、一方、考えてみると、農業の近代化、ことにいろいろな機械の導入というふうなことをやるには私は、農業、そういう地帯こそ、被害の切実さといひますか、必要が多いのではないかと。そういうところ

に——いま農村では努力、人が少なくなつてい。機械の導入も必要である。農道の改善も必要である。そういう地帯にこそよけいやらなければならぬ。ですから、そういうところには、ただいま申しましたような、いわゆる資金としての財政力がわりあい弱い。農協としても余給金が比較的少ない。あつても短期の資金だ、定期的な長期資金は少ないのだ。そういううらみはありませんか。それに対するどういう御見解を持っておられますか。

○政府委員(森本修君) 農村地帯における原資の問題と、それから地方財政の問題、二つ御指摘がございました。原資の問題は、確かに御指摘がございましたように、農協にしましても、あるいは信連にしましても、傾向としましては農村地帯の原資が貸し出しの所要額に対して少ない、見返り率が高い、そういう傾向になっております。系統全体としては、御案内のように、かなり資金量がゆとりがある、こういう状況でございました。その点は系統内部で、あるいは信連、あるいは中金といったようなことで上部機関が資金の系統内部の調整をするというふうなことで、私どもとしては資金手当てとしては少なくとも系統内部で十分まかない得るような状態だし、たとえば中金に

しましても、近代化資金原資を低利融資制度の対象にするというふうなことで、原資手当てに対しては十分努力をさせていただいておるというふうな承知をいたしております。そういう点からいいますと、地域的な原資の偏在というふうなことは、ある程度系統内部の調整機能によってカバーできるというふうな考えをしております。

それから地方財政の問題は、御指摘のように、現状におきましては、何といひますか、地方財政の問題は将来ある程度資金量がふえてくるというふうな場合、それから地方財政そのものの今後の推移といった点からいいますと、近代化資金の円滑なる融資という観点からいいますと、十分注意をしておきます。しかし、現状におきましては、たとえば東北でありますとか、あるいは南九州といった典型的な農村地帯でも、ある程度近代化資金は伸びておる。全国平均の伸び率に比べて、そういう地帯の伸び率のほうが高いといったような状況でございます。また、それに必要な財政手当ても、各地方団体ではいろいろぐくめんなさつておるというふうには思いますけれども、やっただけでいっておるというふうな考えをしております。こゝで、三年來、あるいは現在の状況では、地方財政がネットワークで近代化資金に悩んでいっているというふうには必ずしも言えないのではないかと、いうふうな思つておるわけでございます。ただ、将来資金量がふえてまいりますと、その点は農林省としても十分注意を要し、必要があれば所要の対策を講じなければいかぬのじゃないかというふうな気がいたしております。今回の保証制度の改善というふうなことに、たとえば地方公共団体が必要なる出資の補助額というふうなものは相当軽減される見通しであります。たとえば四十一年度で申し上げますと、従来の方式でいいますと、出資をする額が地方負担としては八億ぐらゐになるというふうな推定ができるわけですが、今回の改正によつてそれが二億程度に低減するというふうなこ

とになっております。そういう点で、私どもとしても、地方財政ことに農村地帯の地方財政に対する問題は将来とも十分その推移を注視をして、必要があれば所要の対策を講じなければいかぬのじゃないかというふうには考えております。

○森部隆輔君 それでは時間の関係もありますから、もう少し少しまいことをお尋ねしたいと思ひますが、今回の改正で、果樹その他の永年性の植物の育成に対する資金、農業近代化資金を貸し付けられるようになったのです。具体的に、はたいうものに貸し付けられる予定でありますか、また、どういう経費を融資の対象にするつもりですか、そのお考えを伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(森本修君) 今回新しく対象にする予定でありますところの果樹などの永年作物の範囲でございますが、果樹のほうは樹種を問わないで、果樹ということであればすべて対象にする予定であります。

○森部隆輔君 果樹は全部ですね。

○政府委員(森本修君) 全部でございます。それ以外の永年作物は、従来から御案内のように、植栽資金を貸し付けております。それは桑とかお茶とか、そういった植栽資金を対象にしております。永年性作物、そういうものを原則として対象にして育成資金を貸し出していき、そういう考えでございます。それから対象になりますところの経費でございますが、これはいわゆる育成に要するところの、一口で言いますと直接的な現金経費ということ、たとえば肥料でございますとか、あるいは農薬であるとか、それから支柱などの何と申しますか資材、それから雇用労賃というふうなもの、つまり一口に言いますと育成に必要な現金支出、そういうものを今回の資金の対象にしていったらどうか、そう考えております。

○森部隆輔君 そうしますと、たとえば観賞樹木の苗あるいはその他これの育成というふうなものはもちろん対象になりませんか。

○政府委員(森本修君) 苗類の関係は、いま御指

摘になりましたものは育成資金ではなしに植栽資金のほうの対象になります。

○森部隆輔君 植栽資金としては対象になるのですね。

それでは次に、畜産関係の、乳牛その他の家畜の育成に対する資金は、やはりいまのように新たに加わるもの、どういふものを具体的に対象にするのか、また、どういふものが経費は対象になるのか、畜産関係において、お答え願いたい。

○政府委員(森本修君) 家畜のほうの関係は搾乳牛、それから繁殖用肉牛、それから種豚、こういうものを対象にいたしまして、これも資金の対象経費としましては直接的な現金経費ということ、たとえばえさ代でありますとか、あるいは種付け料であるとか、それから衛生費であるとか、あるいは雇用の労賃といったようなものも、現金で支出されるようなものは大体すべて育成資金として対象にしていきたい、そういうふうな考えております。

○森部隆輔君 それでは、やはり貸し付けの関係ですが、環境整備関係ですね、これはどういう方面の資金に貸されるのか、どういう貸し付けの対象か、お考えを伺いたい。

○政府委員(森本修君) 環境整備のほうは、医療施設、それから農事放送、それから簡易水道といったようなもの、それから託児所でありますとか集会所でありますとか研修施設といったようなもので、大体、全国的にいわれる環境整備として必要と言われているところの共同利用施設、そういうものをひとつ対象にしたいらうかと考えております。

○森部隆輔君 それでは、時間の関係がありますから、なるべく簡単に聞きますが、金利の問題で少しお尋ねしたいと思いますが、この近代化資金の法律制定当時、附帯決議で、金利は五分程度にすべきだというふうな附帯決議があったように承知いたしておりますが、現在の低金利時代で、末端で六分、あるいはものによっては七分というものは、これは決して私は安いものとは思いません

ん。これに対する政府の見解はどういう見解を持っておられるか。

○政府委員(森本修君) 末端の金利でございますが、御指摘のように、私どもとしても、農業経営なり、あるいは農家の負担というふうなことを考えますと、できるだけ金利を安くしたいという希望であります。したがって、近代化資金制度としまして、御案内のように、出発当時は七分五厘ということで、二、三年前に六分五厘に下げ、また今回も六分五厘に下げ、こういうふうなことで、漸次金利の引き下げに努力をしてきておるわけであります。ただ、資金の性格として、先生もすでに御承知のように、系統の原資を使っておるわけであります。そういう点からいいますと、系統の預金金利といったようなものとやはりならみ合わせをする必要もあるかと思えます。そういう点からいいますと、末端金利の六分というところは、そういうならみ合わせからいいますと、かなり預金金利にも近づいてきておるといふふうな関係になっております。われわれとしてもかなり金利の点については努力を払ってきておるつもりであります。しかし、見方によりますれば、やはり農業経営なり農家の負担という点からいけば、もう少し金利は引き下げるべきだといふような点が出てくると思えます。まあそういう点につきましても、将来できるだけひとつそういう方向で検討していきたい、こういうふうな考えております。

○森部隆輔君 金利の問題で、この農協は御承知のように三段制をとっておりますから、大口の金はこの当然資金量の大きい中から貸すことが適当だと思えます。また、そうでなければ資金が間に合わないと思えますが、合併によって四十億、五十億あるいはそれ以上の貯金を持っておる単協もだんだんできてくるのですが、単協の大型化によつて資金も従って多くなつてきた。単協は御存じのとおり五分六厘でいま農業者から預かるわけですね。いままでは、それ以外に利用奨励金と

か、いろいろな名義においても三厘とか五厘とかいうようなものをそれに加えて実際は出しておつたわけです。ところが、去年から中金の、御存じのとおり奨励金の撤廃であるとか、いろいろな廃止であるとかというふうな問題、それから一般の金利の低下の関係をならみ合わせまして、これらは多くの県においてそういうような公定金利以外の奨励金というふうなものは金額が減るか、あるいはなくなつておると思えます。したがって、単協の場合においては原資そのものが御存じのとおりわりわりのコストが低いのです。信連に比べれば、そこで小口の金はなるべく単協からいままの近代化資金も利用すれば、末端金利が九分として三分の利子補給で六分というやつが、場合によつては八分でも出せる、あるいは八分五厘で出せる、こういうことになるのです。そういう点についてあなたの方のいわゆる何といひますか、行政指導というか、所見をひとつお尋ねしたいと思えます。だんだん単協が大型化していきましますから、しかもこの単協なら信連なりの定期貯金の割合というものがおおよそ八割以上を占めております。ですから、かなり長期資金になっておる、性格が。ですから、現在の中期資金、それから十年程度の長期資金ぐらひは優に農協の系統資金で間に合います。したがって、金額が許せば、なるべく単協から貸せば、あるいは末端は六分か五分五厘でも貸せる、こういうことになる。そういう方面に対する御見解をひとつどういふふうな考え方を持っておりますか。

○政府委員(森本修君) 近代化資金の基準金利のお話だと思うのですが、私どもとしても、もちろんコストとの見合いは見なければいかぬと思えます。また、やはり単協なりそういう系統の金融機関の貸し出しの実勢といったようなものをにらんでいく必要もあるのじゃないかということ、従来はそういう系統機関の貸し出し実勢というもので基準金利をつつけている。今回の基準金利を五厘引き下げをするということも、最近の貸し出し金利の実勢を見まして、ほぼそういう

ほうにきておることとで今回そういうふうな措置をとるようになつておるわけでございます。したがって、御指摘のように、単協のコスト関係を見ますならば、あるいは大きな単協その他もう少し低い基準金利で貸し出しができるというふうなところもあるかと思えます。また現に数県におきましては、従来から基準金利を全国平均よりも勉強をして貸し出しておる県もございませう。それはやはり各県における県庁なり各系統団体が御相談の上で自主的になさつておるというふうには思つておるわけであります。われわれとしましては、そういう点について、画一的にそういうふうな基準金利を全国に奨励するといふものもいかなものかというふうな感じがいたします。まあ、全国的に一つの目標としましては、やはり系統機関の実勢貸し出し利回りというふうなものをめどにして基準金利を設定していくというのが適当である。ただ、地域によりまして自主的に勉強される分は、地方地方の実情でおやりになつてしかるべきものだ、こういうふうな思つております。

○森部隆輔君 今回の貸し付けで、法人でない任意団体にも貸し付けの道を開くことになつたんですが、その団体というのはどういう性格のものか、大体どういふものを予想されておるのか、これが一つと、それからもう一つ、農協病院、農協の経営している病院あるいは農協の有線放送、これは御存じのとおり公庫でもやはり同様な貸し付けをやっております。その両者の間の分野の調整をいいますかね、交通整理なんというのをよく言つておつたのですが、それらになつていふようなことについてどうお考えになつていふか、あわせてひとつお尋ねしたいと思えます。

○政府委員(森本修君) 今回新しく融資対象にした、融資対象といひますか、融資の相手方にきめることにしました任意団体は、主として環境整備資金を貸し出す相手として想定をしておるわけでございます。御案内のように、環境整備資金ということになりますと、部落で簡易水道を共同で敷こうといったような場合もあると思ひます。

あるいは託児所をそういった任意の団体といいますが、組合で設けて経営していこうといったような場合があるかと思ひます。そういうことを想定いたしまして、任意団体を新しく貸し付けの相手方にきめる、こういうふうにしたわけでございます。それでありますとも、やはり一定の内容を備えていただきますと、何といひまして金も貸す、借りるという相手方になるわけですから、私どもとしましては、現在想定しておりますこの任意団体の内容としましては、農業者が構成員の過半数を占めるというふうな点が一つ、それから代表者なり、代表者の選任の方法等、一定の規約、そういうふうな内部の規約、それを任意団体に設けていただく、そういうふうなことを要件にしまして、そういう要件に合う任意団体であれば貸し付けの相手方にしたらどうか、こういうふうな考へておるわけでありま。

それから、農協病院の貸し付けの方針といひますか、公庫との調整の問題でございしますが、農協病院の中にも本館とか、そういった堅固な構造物もありま。あるいは付帯施設とか、看護婦の宿舎とか、そういったいろいろな建物があるわけですね。本館のほうはかなりがつちりした建物であります。また、医療費もかなり低廉にしなければいかぬといったようなこともありま。現在の融資条件から見ますと、公庫資金を利用していただいたほうが適當ではないか、こういうふうな思ひておられます。ただ、付帯施設とか、あるいは看護婦の宿舎であるとか、そういった関連の施設等につきましては、今回新しく融資対象にしたわけでありま。近代化資金を利用していただいたほうが適當ではないか、こういうふうな思ひます。有線放送につきましては、大体近代化資金でやっていたいしかるべきものじゃないか、こういうふうな思ひます。

○北條八君 私には農政のあり方について、まず最初に伺いたいと思うのですが、この農業の近代化は、農業構造の改善を根幹として、その目標は経営規模を拡大して、生産基盤の整備強化に

よつて生産性を向上し、適地適作主義によりまして選択的な拡大などをやりまして、そうして国際競争力ある農業経営を確立するというところにあるのであります。ところが、農業基本法ができましたから五年たちました今日、わが国の農政の実績を見ますと、農業の近代化は当初計画しておりましたレールの上を計画どおりに走ることができない状態になっております。経営規模は期待に反しまして一向に拡大されない。むしろ場合によりまして土地が粗放に使われたりして、かえつて土地の生産力が低下しているところもありま。農業労働力の流出、兼業農家の増殖、生産力の低減、食糧自給率の低下など等、その見通しと違つた事実があらわれておるのを見ましても、このままでは近代化達成というものはとうてい完遂ができませんと思ひます。政府は、この農政の現状をどう把握し、また、どう反省しておられるか、まづもつてその点を一応伺ひます。

○政府委員(森本修君) 私からお答へするのともうかと思ひますけれども、御指摘がございましたように、選択的拡大でありま。あるいは農業の構造改善を進めるとかといったようなことは、農業基本法の路線としてきわめて重要な路線だと思ひますが、選択的拡大にいたしまして、もちろん年次報告等にございすように、その方向に沿つて進んでおることは事実であらうと思ひます。また、経営の改善という点につきましても、ある意味では生産性の高い、経営規模の大きい農家も出現をしておることは事実であります。ただ、農業の性格からいきまして客観的な要請なり、あるいはそういった条件の変化に即応して機動的になかなか動きにくいという点がございす。自然的な制約もありま。急激に変化がむずかしい産業であることは御存じのとおりであります。農林省としましては、しばしば申し上げておると思ひますけれども、基本法なり、あるいはそういった農政の目標に向かってあらゆる手段を講じて努力はしてきておるつもりでござい

す。しかし、そういった進歩のテンポという点につきましましては、御指摘のように、必ずしもまだ十分でないという御批判をいただくような事情もあるかと思ひます。従来からも種々議論はいたしてきておりますけれども、まだまだ足りない点もあるかと思ひますが、この点については将来ともできるだけ各種の手段を講じて努力をしていきたい、こういうふうな考へております。

○北條八君 そうしますと、今回のこの近代化資金助成法案の改正が、いまの反省とどう有機的に結びつくかということですね。今度の改正案といまおつしやつたこの改正によつてどういう利点があるか、どういふことが変えられていくかというところを伺ひたいと思ひます。

○政府委員(森本修君) 今回の改正の主眼点は、御説明をいたしましたように、一つは新しい融資対象を加へると、特に果樹なり、あるいは畜産の部面における育成資金を対象とするというふうな点、それから環境整備資金を対象とする。それからもう一つは、農家の受信力の補完を十分にすること、保証制度を整備拡充すること、こういうふうなことにございす。御指摘のございすように、農村から従業者がかなり移動をいたしておる。そういう状況に即して生産性を上げていくというためには、どうしても資本整備を充実していくということがきわめて重要なことであると思ひます。近代化資金は、そういった資本整備の充実整備という点が資金対象としても非常に大きな重点になってきておるわけでありま。で、五年ほどの経験によりまして、従来はそういった機械なり、あるいは施設なりの新しい取得、改造というふうな資金を貸し出しておりましたけれども、果樹にしましては、あるいは畜産にしましては、こういったものを取得する資金だけを貸し出しておるといふことでは必ずしもまだ十分ではない、家畜を導入いたしまして一定の期間育成をするというふうなことから、初めて資本整備としても効用を発揮するといふふうな関係になつており、そういう点からいきまして、従来の資金

制度を完備していくというために新しい融資対象を加へていくというふうな考へておるわけでありま。そういう点からいきまして、従来の農政の路線に乗つて改正、改善をしていく方向であるというふうな私どもも考へておるわけでありま。

○北條八君 選択的拡大にいたしまして、今度のこの委員会が審議中の肉牛の対策に見るように供給不足でありまして、肉がどんどん輸入されて、その量がふえておるといったような問題もありま。それから養鶏対策について見れば、ブロイラーの問題、また自立農家の育成にしましては、全体の農家数に対して専業農家の占める率が年々低下して、四十年の二月の統計を見ましても、専業農家は全農家の二一・五%というまでに低下してきておる。当初の自立農家の育成計画は全く面餅に帰してしまつたと言つても過言ではないと思ひます。そのように基本農政の屋台骨がくずれておるのに農林省はなぜもつと真剣にこれに取り組んで抜本的な対策をやらなかつたか、非常に手おくれになつたのじやないかと思ひます。今回の金融緩和の近代化資金助成法の改正でもつてこの基本農政がどう影響を受け、どう改善されると思つておられるのか、一体いつになったら健全農政が確立できると思つておられるのか、その点を政務次官から伺ひたいと思ひます。

○政府委員(後藤隆雄君) ただいまお尋ねがございましたが、今度の近代化資金助成法の改正によつて直ちに基本的な問題が解決すると、そこまではいつておりませんけれども、しかし、それによつて農家のほうにだんだん充実してまいりまして、収入も上がつてくるというふうなやうにやはり考へておるのでありまして、根本的にはやはり農業の近代化、構造の改善、基盤の整備、そういうようなことが絶対必要だ、こういうふうな考へますが、それも何年たつてどうなるかということはいま直ちにそれを申し上げる段階ではありませぬけれども、やはり基盤の整備と構造改善が御承知のとおりいま大きな問題になつておりますが、それを強力に推進していくことによつて、やはり

経営規模を拡大していくことによって農家一戸当たりの所得というものはだんだん増していく、きような方向に向かっていくことを考えておるわけでありませう。

○北條篤八君 私がお考えますには、基本的に農業が魅力があるものとならない限りは、単なるこの程度の金融措置ぐらいでは基本法の目ざす近代化農業の実現はできないと思うので。

〔委員長退席、理事野知浩之君着席〕

金融措置というものは農業ビジョン実現の補完的役割をするものであると思うのでありまして、そのビジョンのあとに従っていくものと考えております。政府の対策は行き当たりばったり式の政策でビジョンがない、したがって、投資意欲もありませぬし、また、融資の効果も十分發揮されていぬと思うのです。私は単なる金融措置だけではいけない、現在この行き詰まった農村を繁榮させ、この窮状を打開するには、これは農林省だけでもできないと思っております。これは大蔵省はもちろんのことでありますが、なお建設省、自治省、文部省、厚生省各省が丸となって、この近代化の促進のための審議会でもつくりまして、そうして衆知を集めてこの問題に真剣に取り組み必要があると思っております。この点につきまして従来は各省の連絡というふうなものとしておられたのかどうか。予算のときにはもちろん大蔵省とは折衝されるでありますけれども、特に今度環境関係についても融資の対象が広がってまいりましたしするので、その点を伺いたいと思ひます。

○政府委員(森本修君) 御指摘がございましたように、農業関係もきわめて接触が多面的でございます。農林省の事情に大きく支配をされる、あるいはまた、施策をするにあたりましては関係各省と十分連絡をしなければうまくいかないというふうな政策の仕事が多くなつてまいりました。従来からも関係各省とは連絡を十分しているつもりではございますけれども、いろいろ関係する部面も多いことであるので、あるいはその点に

ついて必ずしも十分でないといったような御指摘もあるかと思ひます。御指摘の環境整備資金の運用等についても、今回融資対象に加えたわけでございますので、関係方面とも十分ひとつ連絡をしまして、そちらのほうの行政と摩擦を生じないように、また、そういった関係とも円滑にいくように、できるだけひとつとめていきたいというふうな思ひます。

○北條篤八君 この間は大蔵大臣もこへ来られて、いろいろ農業に対する認識を新たにされたことでありますが、どうぞやはり各省が丸となつて今後できるだけ農業の近代化、基本法の目的を達成できるようにお願いしたいと思ひます。

〔理事野知浩之君退席、委員長着席〕

次に伺ひたいのは、農民の貯蓄の運用状況、これを一応伺ひたいと思ひます。昨年の三月現在の統計によりますと、農民が系統機関に貯蓄しました額が約二兆円になつております。この資金はどのような方面に利用されておるか、たとえばコル貸し付けがどのくらい、それから農業関連産業にどのくらい貸してあるか、また、農外産業にどのくらいなどの内訳を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(森本修君) 御指摘がございましたように、四十三年の三月末で預金が二兆円強ということになつてございます。コルローンあるいは金融貸し出しというふうな方面に運用いたしておりますのは、これは系統全体を通じてでございます。単協だけではございませぬで、単協、信連、中金等を合わせますと約五千四百億というふうな状況でございます。それから関連産業貸し出しは主として農林中金から貸し出しをされておるわけですが、それが四十三年の三月末で約二千六百億といふことになつております。それから系統内部といひますか、農家のほうに貸し出しをしておる、あるいは農協のいろいろな事業資金として活用しておるというふうなものを合わせますと約一兆三千億というふうなことがなつております。

○北條篤八君 そうしますと、農家の個人の直接利用しております金はどのくらい……。

○政府委員(森本修君) 四十三年の三月末では、いわゆる系統貸し出し、農家のほうに利用していただいておりますものは一兆一千億ということになつております。

○北條篤八君 その農家の借入れ金の内容はどのような内容になつておるんですか。それはわかりますか。

○政府委員(森本修君) 貸し出しのこまかい使途別の内容ということになりますと……。

○北條篤八君 大ざっぱな……。

○政府委員(森本修君) 実ははつきりしないんですが、先ほど言いましたように、長期資金と短期資金の割合というふうな形にしますと、たとえば短期資金ということになりますと、肥料代でありますとか、農薬代であるとか、その年々の出来秋に回収されるといったようなものになるかと思ひます。長期資金ということになりますと、先ほど来のあれで、農舎とか畜舎とかいった固定投資あるいは農機具といったような長期に償還を要する資金、使途に使われる、こういうことになるわけですが、その割合で見てもまいりますと、長期資金が約四五%というふうな形になつております。

○北條篤八君 ついでに、近代化資金の建物とか農機具とか、あるいは家畜、果樹、その金額がわかりましたら……。いまは刷り物にして出していただけでございます。時間がありませんから。

次に、この近代化資金の消化率のことについてちょっとお尋ねします。近代化資金の融資経過を見ますと、三十六年が消化率が九三・七%、三十七年が九五・三%、三十八年が九三・四%、三十九年が八三・八%、だんだん消化率が悪くなつてきております。最近ではどういうふうな下がついていくんじやないかと非常に心配しているものであります。これはどういう理由でありますか、その点を一応伺ひたいと思ひます。

○政府委員(森本修君) 先ほど森部先生の御質問に對しましてお答えを申し上げたのですが、一は、融資ワークを予算編成のときにはたつぱり

とつておるといったような点もあるかと思ひます。それにしまして、融資実績がワークに對して下がつてきておりますのは、一つは、資金需要が年々必ずしも一定ではないといひますか、それぞれ年次によつて変動するといったような面があるかと思ひます。

それから農家に対する信用力の補完の、現在の保証制度が必ずしも十分完備していないといったような点が一つございませう。

それからさらに農協の融資態度といひますか、そういう点が従来でありますと、員外にかなり高利の運用先があつたわけでありまして、そういう客観的情勢のもとにおいて、知らず知らずの間に員内貸し出しに対する率が下がつてきておるといったような事情もある。あるいは農協の貸し出し体制そのものがまだ十分整備されていなかったといったような点もあるかと思ひます。種々実はあげられておるわけですが、どういふ要因がどの程度働いておるかというふうな点については、必ずしも的確に申し上げることはできないといふことで、まあ一般に言われております要因といふのは、ただいま申し上げましたようなことになつておると思ひます。

○北條篤八君 私が考えるのに、農家の負担能力がもう限界にだんだんきたのじやないかという心配もしておるのであります。また、一面考えると農業基本法ができて、構造改善で非常に意欲に燃えて当座は非常に近代化資金を利用したけれども、やつてみてあまり構造改善に魅力がないので、それでだんだん減つてきたのじやないかという心配も考えられるのであります。そういう点はないものでございませうか。

○府政委員(森本修君) 資金に對する需要は、御指摘のように、いろいろな要素で影響をされると思ひます。御指摘のような要因もおそらく影響しておる場合もある、こういうふうな思ひます。果樹とか、あるいは畜産とかいったようなものの、資金額目も、必ずしも思つたほど伸びていない、こゝ一、二年來の畜産事情といったようなもの

のも、こういった近代化資金の貸し出しに微妙に影響しておるといったような点もあらうかと思ひますが、そういった幾多の要素に影響されながら近代化資金の実績がこういうふうになつてきておるといふような点は私どもも想像にたたくないわけでありまふ。ただ、一般的に言われておりますことは、先ほど御紹介いたしましたような数項目に尽きると思ひます。

○宮崎正義君 関連。貸し出しの件で先ほどお話がありました農協の貸し出しの体制がよくないような面もあらうというふうなお話もちよつと出ましたが、農協が貸し出しをして不正貸し付け等をやつて焦がついていく件数並びにその額がどれくらいあるか、この点もひとつ伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(森本修君) 御質問になりました不正貸し出しをして焦がついておるといふのは、私のほうでも実は十分金額としてよくわからないのですが、近代化資金のほうで延滞がどのくらいあるかといふふうなことになるかと、若干調査をしたものがございまして。たとえば三十七年、三十八年の年度をとりますと、その年度に償還期に達しておるものの延滞率を見てまいりますと、償還期から一年経過してなお資金が入らないというふうなものの率は、両年度平均いたしますと約三%程度ということになっております。

○宮崎正義君 これは示していただきたいと思うのです。前に私が一部分の、ごく一部分の農協の不正貸し付けをやつておるといふことを大臣にも申し上げておきましたのですが、そのときに大臣は、約百件くらいあるというふうなことだったので、私の調査したものは、それは警察のほうに摘発されているものが大体それくらいあつて、まだ摘発されていないようなものもあるように私の聞くとところによるとあるのですが、そういう点から、この際この近代化資金の融資に伴つて實際農民の手に渡らなければならぬものが、そういううき道に入つて貸されるようなことがあつては、いかにいい制度をつくられても、その取り扱つていく人によつてそれが運営されていくとすると、この監督行政等のあり方等も十分に注意していかなければならぬ。ですからこういう面から考へていつても、特にそういうことは明らかにして、そうして臨むべきじゃないか、こう思うわけではあります。

○説明員(横尾正之君) ただいま御質問のございました不正事件の発生件数の問題でございまして、私のほうの調査によりますと、不正事件発生件数は、三十七年百二十二件、三十八年八十七件、三十九年七十件という数字になつておりますが、これは信用事業関係のみではございせん。その他諸般について、農協につきましても発生いたしました不正事件の件数でございまして、したがらしまして、信用事業のうち、特に近代化資金関係の件数がどうかということにつきましまして、ただいまの調査では実態を明らかにいたしております。

なお、ただいま御指摘がございましたように、いずれにせよ、このような事件が出来ますことはまことに遺憾であります。農林省といたしましては単協につきましましては主として県が監督権を持っておりますし、連合会以上につきましては農林本省地方局でその監督をいたしておるわけでございまして、従来も監督、指導に努力を払つてきた次第でございますが、いま申し上げたような実態もございまして、さらに、今後そのための監督、指導を強化するたてまえのもとに、先般それについて関係方面に通告もいたしました。今後努力していく、こういうふうな考へておる次第でございまして。

○宮崎正義君 関連です。先ほどお話をありますが、環境整備資金等、先ほどお話をありましたが、そういう資金の調達もたしかに必要でしょうけれども、もつとその根本的な姿勢というものが、この法案に対して臨んでいかなければならぬ。そういうことを先ほどから北條委員が言つておられるわけです。それを根幹においてこの法律の設定がなければならぬ。そういう観点において

て、将来は間違ひのないような行き方をしていかなければならぬというふうな思ふわけでありまふ。この点一言私の希望を言つておきます。

○北條簡八君 次に、環境整備計画のことについて伺ひたいのですが、最近農村で大きな問題になつております、都会の団地のかきつ子、それと同じように農村では労働力の女性化によりまして、幼児たちが母親につきまとい足手まといとなつて、そして仕事も思うようにできない。これはこぶつ子というんですね。このこぶつ子の問題がマスコミでも取り上げられておりますが、今回の制度改正で農村環境整備関係は、先ほど森部委員からお話がありました。非常に対象がふえてけつこうだと思ふのです。ぜひ農村には託児所とあるいは保育所、幼稚園とかいうようなものをつくる必要があると思ふのです。農林省はこの問題にはどういふふうに対処されるか、また、いま申しました託児所などはどういふふうな考へておられますか。農村環境整備計画と大體具体的のお考えを伺ひたいと思ひます。

○政府委員(森本修君) 御指摘がありましたように、最近の農村の状況からいきますと、託児所などいわゆる労働力がフルに活動できるといふような関係の施設が非常に重要になつてきておると思ひます。私どもの所管に限りまして申し上げますと、今回の近代化資金の融資対象のうちで、環境整備資金の中にそういった託児所の施設をつくる資金、それについても貸し出しをしたいというところで、今回の融資対象拡大の項目の中に入れてございまして、そういう資金を利用したいというふうな考へ、こういうふうな思つております。

○北條簡八君 もうちよつと具体的に、何カ所ぐらいつくつて、どのくらいの子をそれがためにとつてある……。

つもりでございまして、託児所設置に必要な資金の借入れ申し込みがあれば、十分その要望にこたえていけると、こういうふうな思つております。

○北條簡八君 この問題は非常に私は重大な問題だと思ふのです。託児所と一口にいいますけれども、これは都会でも問題になつておりますが、特に農村は女性化になつて、農村の所得格差を是正する上にも生産性を上げるために非常に女性が働いておるわけでありまして、このこぶつ子がいるために非常に生産性を阻害されておるので、これは全国的に考へて非常に大きなものだと思うのです。これは都会でも子供のために託児所を非常に利用されておりますが、ただ、母親が出動するのには、八時以後は困る、もつと早く預かつてもらいたいという陳情をたびたび私は聞きまして、こういうふうな事態で八時からだと自分の出勤に間に合はないといったふうなことで、非常に多くの人が困つておるわけですから、それと同様で、この母親が思ひ切つて安心して仕事のできるようになるということは、ほんとうに重大なことだと思ふのです。ですから、こういうふうなことについては計画的にやつぱり農林省としては考へられることが必要だと思ふのですが、どうぞこの点は、いま同うと、別に計画はない、申し入れがあれば幾らでも出すというのではなしに、積極的に農林省のほうで、この計画をちよつといい機会なんだからひとつやつていただきたいというふうな考へます。

次に、近代化計画の融資の対象が今度はいふふえました。しかしながら、その対象の中には、乳牛、繁殖牛、それから種豚等が追加されたわけでありまして、この養豚または養鶏、特に養鶏が含まれておりますが、その理由は、衆議院の會議録で見ましたんですが、養鶏は短期的に資本回収ができるという理由で入つていないということでありまして、その他に何か理由はあつてい

に、長期あるいは中期資金を貸し出すと、こういうふうなことになるわけでありまして、特にいわゆる固定資本投資を促進するというふうなねらいでできた資金ということになっております。養鶏の関係でも、あるいは養鶏のための畜舎とか、あるいは養鶏をするための機具、機械といったようなものは当然融資の対象に從來もしてきております。ただ、鶏を入れます資金あるいは育成をするといふ資金とか、育成する資金といふふうなものになりますと、先ほど言われましたように一年以内といふような、きわめて短期の資金でございます。そういう関係から、従来系統資金もそういう方面に貸し出しをしておるといふ格からいたしまして、いわゆる中期資金まで対象にするといふふうな考え方から、養鶏の導入なり、あるいは育成の資金といふふうなものはこの対象には含め加えないといふふうなことで出発をしたいと思います。

○北條篤八君 近代化をする設備にはやるけれども、飼料とかというふうなものに、近代化の施設でもって、そこで飼育の場合でも飼料に対しては全然対象外だということなんですね。めいめい、個人個人、これは非常な数ですからね。扱われないにしても、多頭飼育の場合、大量になった場合のえきですね、飼料、そういうものにも貸し付けできないというわけですか。

○政府委員(森本修君) 金融の、従来制度金融のたてまえとしては、大体長期資金といったようなもの、それからまあ従来の金融機関で借り入れの困難なもの等について、制度的にてこ入れをするといふふうなことで実は進んでいくわけでありまして、そういう関係からいいますと、今回の制度改正におきましても、養鶏まで融資の対象にするといふのはちょっといかがかということ、融資対象には加えられないということ、できておるわけですね。ただ、飼料がございまして、経営全体を見まして、資金の長期、中期といったような区分でなしに、経営全体が拡大

していく際に、そういうふうな全体の資金に対して何らかの制度的な手当てをすべきではないかといったような意見はないわけではございませんし、われわれとしても、新しい角度から金融制度としては検討に値する問題だといふように思っております。しかし、従来の制度金融のたてまえといふふうなことからいいますと、今回の改正案のようないくつかの点について、十分今後は検討を深めていくべき課題だといふふうには思っております。

○北條篤八君 これはもう言うまでもないことですが、いま濃厚飼料は非常に輸入品は高いので、飼料の、えき代で経営がうまくいかないというのと、これは申すまでもないことでありまして、それが鶏卵について考えてみますと、畜産の生産額のうちで一番多いのは鶏卵なんですね。これは資料によつて調べますと、鶏卵は、畜産の総生産額が約五千億円で、そのうちで鶏卵が最も大きく、千六百四十八億円で、卵の代が、それに次いで今度は豚で、千五百三十三億。その次が牛乳で、千三百六十六億といふことなんです。畜産のうちの柱なんです、卵は、ですから、近代化することも非常に影響が大きいわけですから、かたがた高い飼料でもありますし、これらについてはぜひ融資の対象にしていただきたいと思ふんですが、一そう今後いろいろ折衝をしていただきたいと思ひます。特に鶏卵は、農家が昔からだれでもやる養鶏でありますから、また、毎日現金がとれる産業でありますから、で、一方また、卵といふものは、大衆がなくてはならない生活必需品でありますから、そういう点もひとつ十分認識された上でひとつこの実現をはかっていただきたいと思ひます。

それから次に、利子の補給のこと。これまた先ほど森部委員のほうからお話がありました。最近、地方の財政が非常に窮乏しておることは申すまでもないことでありまして、近代化資金の融資が、その額が拡大すればそれだけ地方財政の負担が重くなってくる。それでありまして、県によ

りましては近代化事業の拡大をあまり喜ばないで、場合によるとある程度で押えるところがあるという話も聞いておるんですが、もし万一の傾向が激しくなるとすれば、近代化がますますおくれる結果となりまして、近代化促進を逆行させることになると思ふのですが、政府はどう考えておられるか。また、県によつては非常に困りまして、それで市町村が単独で、県はもろんでございまして、県あるいは市町村が単独で利子補給の上乗せをしてやっておるということも聞きます。それらの事情に対して、どういう対策を今後とられるか、それもあわせて御回答願います。

○政府委員(森本修君) 近代化資金と地方財政の関係でございますが、私どもの調べましたところでは、全体を通じて、近代化資金に必要な負担、県の負担を見ますと、全体の農業行政費に対して約五割程度になっておるようでございます。また、県の実情から見ますと、必ずしも近代化資金の負担がきつくて、融資をしほつておるといふような事情はそうたくさんはない、ほとんどないのじゃないかといふふうには見ております。ただ、将来、融資のワークが拡大してまいりますと、それにつれて自動的に地方公共団体の負担も増加していくといふふうな関係がございまして、将来そういう資金のワークの拡大、それから地方公共団体の財政全体の推移といふふうなことから考えますと、そういう点について十分注意を払わなきゃならぬといふふうな事情にあるいはなつてくるのじゃないかといふ心配がございします。その点はまあ御指摘のとおりだと思ひます。先ほどお答えいたしましたように、そういうふうな観点からいたしまして、県の出資に要する負担といふのを今回制度改正でかなり軽減して、実際は先ほど申し上げましたようなことで、負担でいきますと八億圓ぐらゐるものが二億程度で済む、四十一年度は、そういうふうな関係になつております。また、こういうふうな負担も、而三年もしますとほとんど要らなくなるというふうな見

通しになつておるわけです。そういう点で、私どもとしても、地方財政に対してかなり注意をし、配慮をしながらはならないといふことで考えておるわけでございます。上乗せをいたしてあります県は数県ございまして、そういうふうな、これは国できめておりますところの負担以上に各県が自主的に負担をしておるといふふうな関係がございします。まあ詳細は、市町村にまで及びしますので、正確には数字はわかりませんが、市町村のほうは、県別に見ますと、数県独自に上乗せをしておる県があります。

○北條篤八君 いまのお話を伺いますと、平均して県費の五割ですか、程度であるが、それがために近代化を分量を押しやるというふうなことはないと言われますけれども、それは県によつて事情が違ふので、一番それが多いのはどのくらい、何%ぐらい使つておりますか。

○政府委員(森本修君) ちょっといま県別に調べて申し上げるけれども、たとえば、先ほど森部先生から御指摘がございましたように、一番地方財政としても窮乏でありそうだが、また、近代化資金の資金需要も伸びておるといふふうな東北でありますとか、あるいは南九州といったような諸県を見ますと、大体農業行政費の五、六%といふふうなことになつておるわけでありまして、あるいは県によりまして、もちろん平均でございますから県によりまして、問題に合ふ高い県もあるうかと思ひますけれども、問題になりましような東北なり南九州といったような諸県を見まして、ほぼそういうことになつております。

○北條篤八君 それは事実をう大したことはないと言われますが、しかし、近代化の融資ばかりじゃないので、地方財政が窮乏を告げておるといふことはもう従前から認識しておることだし、実際に苦しいことは十分察せられるのです。ですから、国の大きな農業施策として発足したこの制度を、できるだけ強力に推進させるためには、政府としては、本来なら特に所得格差の是正を目的にしている農村でありますから、全額国庫が利子を負

担するといふくらの措置をとっていいと私は思ふのです。少なくともこの補助率をもつと上げて、県と国が半々でなしに、三分の二は国が負担し、三分の一を県が負担するといふぐらゐのところで、この際やるべきだと思ひます。それに対してどういふふうにかへておられますか。

○政府委員(森本修君) ここ二三年來あるいは現在の状況についての私どもの見ておりますところを先ほど申し上げたわけでありましたが、将来のことになりますと、先ほど申し上げましたように資金量がふえてまいります。また、あるいは地方財政の状況も変化してくると思ひます。そういうふうな情勢の変化に應じて、もし地方の財政近代化資金などに必要な財政負担が多くて近代化資金が伸び悩むといふふうな事態になりますれば、もちろん私もその地方財政に対して何らかの、全体ではございませんが、近代化資金の枠内における何らかの対策をとらなざるを得ないといふふうには考へます。ただ、一言つけ加へさせていただきますと、地方財政に対する負担も基準財政需要といったようなものに織り込まれておりまして、地方の交付金といったようなもので自治省から見られております。そういうふうな点もあわせて考へまして、必要な事態になりますれば、御指摘のようなことについても検討してしるべきではないか、こういうふうには私どもは考へております。

○北條篤八君 先ほどちょっとお話がございましたので二重になるかもしれませんが、今度この法案で金利が五分下げられたわけでありまして、この五分下げたことによつて、六分なら経営が十分やっているとと思つていらつしやるのか、外国の農業のいわゆる金融との比較がわかるなら知らせていただきたいのですが、外国と比べて日本の農業金融の金利はどの程度になつておるんですか。それを伺いたいと思ひます。

○政府委員(森本修君) 外国の農業金融制度との比較でございますが、御案内のように諸外国におきましてもきわめて複雑な金融が行なわれておる

ようであります。たとえば、いわゆる財政資金といたつたようなもので、国の機関のようなものが貸し出しをしておるような制度もございますし、それから、まあ例はそれほど多くはございませんけれども、この近代化資金に相当するような農業系統団体の原資を使つて、政府が利子補給をして貸し出しをするといったようなものも、例は多くはございませんが、ある場合もございます。いわゆる財政資金を使つておりますものは、かなり低利長期のものもございます。国によつていろいろありますので、まあ、あれであります。ただ、系統の機関を通じて、いわゆる日本の近代化資金と同じような制度をとつておる国の金利を見ますと、ほぼ六分あるいは五分といったような関係で、それは、今回改正をいたしました六分の金利といふのは、格段と高いといふふうには私ども承知をいたします。同種の制度を比較いたしますと。

○北條篤八君 フランスのはどのくらいになつておりますか、フランスはこの近代化資金に相当する……。非常に安いと思つて……。○政府委員(森本修君) フランスの同種の制度は、農業相互信用金庫といったようなものでございますが、その金利を見ますと、短期資金、それからこれは一般の経営資金、それから中期資金、農業機械なり、あるいは家畜なりを導入する資金に貸し出されておるようですが、それは金利を見ますと六分五厘ということになつてございます。

○北條篤八君 それじゃ時間も十二時半になりますから、先ほどお願いしておきました、近代化資金の、農民に短期、長期に貸し付けたその内容と、その返済状況、この資料と、それからただいま言いましたが、外国の農業金融の利率を調べたもの、この資料を出していただきまして、また質問を保留しまして、きょうはこの程度にしておきたいと思ひます。

○政府委員(森本修君) ただいまの御要求になりました資料でございますが、近代化資金の内容

と、返済状況、これはできるだけ早く出したしたいと思います。

で、外国の制度でございますが、いろいろなソースを総合いたしまして調べてはおりますけれども、あるいは完全というわけにはいかないかもしれませんが、できるだけ私どものほうに集まつておりまうものを総合いたしましたして、早く出したいと、そういうふうには思ひます。

○委員長(山崎育君) 本件についての質疑は、本日はこの程度にとどめます。

午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時二十六分休憩

午後一時四十七分開会

○委員長(山崎育君) これより委員会を再開いたします。

○矢山有作君 畜産物価格安定法の一部を改正する法律案に關連をいたしまして御質問を申し上げたいと思ふのですが、最近、畜産物の価格審議会を終わりました、それぞれ加工原料乳の保証価格その他の告示がありましたが、これに關連する問題をまずお尋ねして、それから畜産振興事業団の運営なり、あるいは牛肉の輸入の問題等についてお尋ねをしたいと思ひます。

まず第一に、具体的な質問に入ります前提としてお伺いしたいのは、これは農林大臣からお答え願ひたいのですが、御存じのように、農業基本法によると、農業従事者その他産業従事者との所得の均衡といふことが、国の農業に關する政策目標になつておりますが、これは御承知だと思ひます。この政策目標は今後ともおそろしく堅持されるんだらうと思ふんですが、その点、農林大臣から御見解をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(坂田英一君) お説のとおり、農業基本法による国の規定にありまうとおり、生産性向上により所得の均衡をはかつていく、この目的で

進むわけでございます。

○矢山有作君 それでは、次は御存じの、同じく農業基本法は農業従事者その他産業従事者との所得均衡を達成するために、いろいろの施策を掲げておりますが、その中心的な施策の一つといふのは、農業生産の選択的拡大にあると私どもは理解しておりますが、そういう理解でよろしいか。そしてまた、よろしいとすれば、今後その選択的拡大という政策はこれを遂行されるかどうか、この点をお伺いいたします。

○国務大臣(坂田英一君) もちろん選択的拡大に向かつて努力をいたしてまいりたいと、かように考へております。

○矢山有作君 次は、その選択的拡大の政策は、これを今後とも取り続けるということですが、われわれの理解するところでは、その選択的拡大の中の一つの中心の柱になつておる作目は酪農が選定されておると思ひますが、この酪農をやはり選択的拡大の中心作目として推進するということも從來どおりと考へてよろしいか。

○国務大臣(坂田英一君) さように御了解を願つておるわけでありませう。

○矢山有作君 次に、それではお尋ねいたしますが、これは数字的な問題でありますから、農林大臣のほうでおわかりにならなければ政府委員のほうから御答弁をいただいでつけようなんです、最近の生乳の需給実態というものをひとつ明らかにしていただきたいと思ひます。

○政府委員(橋垣徳太郎君) 最近の生乳の需給の実態は、昭和三十八年までは御承知のように、生産の伸びも順調でございまして、大体一〇%をこえる伸び率を示してまいつたのでございまして、三十九年に至りまして、生産はやや鈍化をいたしまして、初めて一〇%を割るに至つたのでございまして、そして四十年度は現在まだ最終的な数字の集計は終わっておりませんが、生産の伸び率は七%前後ということになるかと推定をされております。

これに對しまして、需要の伸びは、飲用乳の伸

びが、これも三十八年の夏までは比較的順調にま
いりまして、その後若干、天候の關係とか、ある
いは景気の動向等の影響がありましたか、消費の
伸びがやや鈍化をいたしました、しかし、生産
の鈍化ほどの消費の伸びの鈍化は見られませ
で、總体的には飲用乳の比率が高まりました。結
局、そのしわ寄せは乳製品の生産量の總体的な減
少という形をとりまして、昭和三十八年度の実績
では消費量は生乳換算で二百九十四万二千ト
ン、それに対します生産供給量は二百八十四万三千ト
ンと、三十九年度は消費量が三百二十万四千ト
ン、生産量が三百六十七万七千トンと、四十年
入量は生乳換算十三万七千トン、四十年の実績
見込みは、消費量が三百四十八万一千トンに對
まして、生産量は三百二十八万六千トンというこ
とで、差し引き生乳として給輸入量が十九万五千
トンという数字になっておるのでございま
す。

○矢山有作君 大休、生乳供給実績というものを
調べてみますと、いまの御答弁等ともあわせてい
えることは、大休審議會等で示された需要見込み
よりも現実の需要のほうが上回っておる。さらに
また、審議會で示された供給見込みよりも実際の
供給数量のほうが大体下回っておる、こういうこ
とがいえるのじゃないかと思うのですが、総体と
してそういうことになりませんか。

○政府委員(橋垣徳太郎君) 生乳の生産量の見通
しなり需要量の見通しというものは実は相当むず
かしいものでございまして、通じて申し上げま
す、消費量は若干の相違でございまして、畜産物
価格審議會に事前に推測いたしました需要量を提
出したいたしましたものに比べますと、三十八、九年
と現実の消費量のほうが伸びておる。四十年は
審議會に提出いたしました需要見込みより約十
トンばかり減少をしておるのでございます。供給
量のほうは、これは私どもの予測いたしましたも
のに比べて三十八年度がわずかに実績のほうが上
回っており、三十九、四十年は供給量が予測よ

りも少ないという結果になっておりまして、最近
の動向から見ますと、お話しのようにやや消費量
は全体を通じまして、見込み量よりやや多く、生産
量は見込みよりもやや低目に実績が出ておるとい
うことでございまして。

○矢山有作君 したがって、大体いえることは、
最近の状況としては見込みよりも消費量のほうが
上回っておるし、生産のほうは見込みよりも下
回っておる。大体の傾向としては供給不足という
現象が固定化しておる、こういうふうに見えてい
のじゃないかと思うのです。そこで、そういう現
状を踏まえて今後の需給見通しというものをどう
いうふうに見えておるのか、この点をお伺
いたします。

○政府委員(橋垣徳太郎君) 今後の需給見通しに
つきましては、昭和三十七年の農産物の需要と生
産の長期見通しにおきまして昭和四十六年度の需
給見通しがあるわけでございまして、それにより
ますと、これは幅をもった推計をいたしておるの
でございまして、昭和四十六年度の牛乳乳製品の
生乳換算の需要總合計は七百五万トンないし九
百五十万トン程度という大きな幅で予測をいたし
ておるのでございまして、それに対して生産の見通
しは五百九十万トンという見通しを持っておりま
して、いずれにしても単純な推計をすれば、牛乳乳
製品は不足状態になるという見通しをいたしたの
でございまして。昨年十月に改正されました酪農
振興法の規定に基づきまして、私も酪農近代化計
画の基本をなします近代化基本方針というものを
公表するにあたりまして、需給の見通しをいたし
たのでございまして、その際、その数字はすでに公表
されましたとおり、牛乳、乳製品の四十六年度に
おける總需要量は約七百八万トン、これに対して
生産の目標としては七百九万トンの生産の目標を
掲げて、その目標に向かって努力をいたしたいと
いうことを明らかにいたしておるのでございま
す。それ以後の問題になりますと、実は需給の見
通しをすべき前提の諸指標が全体の経済計画の統
一的な指標として与えられておりませんので非常

に困難なのでございまして、需要量はおそらくと
いいますか、私どもの試算では、五十年には生
乳換算で約九百万トン程度の生乳需要量になるだ
ろうというふうな推測をいたしておるわけでござ
います。最近の需給の状況からいいますと、三
十八年度後半から急速に酪農の生産の構造の變
が見られるのでございまして、特に牛肉といいま
すか、食肉の価格の高騰傾向というものをバック
にいたしまして、飼養頭数の増大についても鈍化
が見られるというふうなことがございまして、
端的に申し上げまして、ここしばらくの間は生産
の回復というのとは急速に進みにくい事情に
ある。ただし昭和四十年の後半から生乳生産の増
大のための回復傾向が見られておりますので、今
後順次生産の増大方向に向かっていくだろうとい
うふうに見えておるのでございまして。

○矢山有作君 いまの御答弁によると、近代化基
本方針というのが示されましたね、これで四十六
年度における需要總量が七百八万四千トン、それ
でそのときの国内生産の見込みが七百九万トン、
こうおっしゃったわけですか。

○政府委員(橋垣徳太郎君) そうです。
○矢山有作君 そうすると、その国内生産で七百
九万トンを達成するためには、先ほどお話があり
ましたように、現在の生産の実態から見ても非常
にむずかしい面があるというふうに私も考える
のです。このことは、局長もそれを端的にまるで
認めたようなことはおっしゃらなかったように理
解できるのですが、しかし、この最近の乳牛の飼
養頭数の伸びの停滞、さらに乳牛の屠殺頭数の異
常な増大等の状況から考え、それを反映した生乳
生産量の伸びの停滞傾向から見れば、これだけの
国内生産を昭和四十六年度において達成するとい
うことはやはりむずかしい、こういうことは私は
お認めになっているだろうと思うのです。ところ
で、そういうふうな生産が非常に停滞をしてきた
その原因は一体何だというふうにお考えになって
おりますか。この点のつかまえる方が的確でない
という、これからの国内生乳の生産を伸ばしてい

くためのいろいろな対策というものの中心がぼけ
てくると思いますので、その基本的な生産の停滞
の原因というものをひとつ御説明願いたいと思
うのです。

○政府委員(橋垣徳太郎君) 昭和二十八、九年の
ころからわが国の乳牛の飼養頭数の増大が続
き、また飼養農家戸数も増大を続けて、三十五年
に四十二万戸という戸数にまで達したのでありま
す。同時に、それに伴いまして生乳の生産量も顕
著に伸びたのでございまして。三十五年ごろから飼
養農家戸数が停滞をいたしまして、三十九年には
じめてやや減退をし、四十年にはさらに農家戸
数の減少が見られたということが数字の上で明ら
かになっておるわけでございまして。最近におき
ます乳牛の飼養頭数の増加の鈍化傾向、あるいは生
乳の生産の増加の鈍化傾向というものは、これ
はいろいろな事情が重なっておると思うのでござ
います。一つは農業全体の環境変化と申します
か、条件変化と申しますか、労働事情の変化に基
づく理由があると思うのでございまして。その点に
ついては私から特に申し上げる必要もないと思
うのでございまして、農村における労働力の不足状
態といえます。もう一つは労働力の減少傾向が始
まります。当然のこととして、三十五年度ま
で日本の酪農が有畜農家創設的な思想で外延的に
発展をしてまいりました傾向が転換をせざるを得
ないようになっているのでございまして。一、二頭飼
いという零細飼養農家の増加がとまり、さらにそれ
は減少に向かうという傾向を示しまして、これが
一つの飼養頭数の減少の形としてあらわれておる
と思われのであります。それからさらに、そう
いう農家戸数の減少にもかかわらず、飼養頭数な
り生乳の生産量は増大をいたしておるのでござ
います。その増大は飼養農家の一戸当たり飼養
頭数の増大、つまり規模拡大という形で行なわれ
ておるのでございまして、この酪農経営の規模拡
大という速度が農業の環境変化に伴う零細飼養家
の脱落という問題を吸収し切れないということに
一つの大きな理由があると思うのでございまして。

そのほかに、脱落していきます酪農家の飼養をいたしておりました乳牛というものが酪農家に引き継がれるか、あるいは肉用に屠殺をされるかといういずれかの道をとるわけですが、昭和三十八年の後半ごろから、肉用に屠殺をされる乳牛の数が最近まで相当顕著であった、つまり正常な屠殺頭数の比率というのは、全飼養頭数に対しておおむね一四、五%を適当とするわけですが、わが国の場合は一四、五%を適当とするわけですが、ただいま申し上げたような期間には二〇%に近いような屠殺が進んだのでございます。ただ、最近に至りましてようやく乳牛の屠殺頭数というものが従来の激しい屠殺時に比べますと安定化の傾向を見せているということ、これはまだはっきり言えないのかもしれませんが、数字としてはそういう傾向が出ております。そういうようなことが重なりまして、従前の生産の著しい増大傾向が最近に至りまして純化の傾向を示しているというふうに見ているのでございます。

○矢山有作君 確かに申し上げるうちに、ここ数年間までは従来役牛として飼育しておいた馬や牛にかわって乳牛を飼う。あるいは労働力の完全燃焼のために乳牛を飼う。そういうようなものは外延的にずっと伸びてきたと思うのです。ところが、それが先ほどおっしゃるような経済事情等を反映いたしまして、労働力の問題もからんで、外延的な発展の方向に向いたというところは、おっしゃるとおりだと思います。しかしながら、私は、生乳生産が停滞しておる現象というのは、案外早急には回復できないような要素を含んでおるのじゃないかという気がするわけです。その一つの大きな原因と考えますのは、私の見方から言えれば、生産が停滞するのはいろいろ原因がありましようが、最大の問題は、酪農の収益性が非常に低いということが一つの大きな原因になっておるのではないだろうか、こういうような感じがするのですが、酪農の収益性というものが他の作物等に比べてどういう状況にあるかということをは

つ御説明願いたいと思います。

○政府委員(橋垣徳太郎君) 酪農の収益性につきましてはいろいろ見方があると思うのでございまして、結局最も簡単な見方は、酪農を経営することによって得られる家族労働報酬というものがどの程度であるかということに相なるかと思うのでございまして、その点につきましましてはいろいろいろいろなと申しますか、どのようなものをもつて説明するか問題がありますが、一応、昭和三十九年の農林省の統計調査部調査による生産費調査によつて見ますと、昭和三十九年の全国平均の一、二頭当たりの家族労働報酬は、酪農の場合四百三十九円ということに相なっております。この家族労働報酬というものは、二頭飼いの収益性のきわめて低い層というものが半数以上を占めておるといふことから、平均の家族労働報酬はこういう数字になっておるのであります。この平均的な数字をもつてしまえば、酪農の収益性というものは、米、野菜、果樹等に比較しまして劣位でございまして、手元の資料だけでは正確ではございせんが、私の記憶では麦類あるいは蕎麦の生産等とはほぼ同じ水準ではないかと思われま

す。ただ、三十九年の調査を見ましても、飼養頭数が五頭ないし六頭になりますと七百三十五円、七頭をこしますと千円をこえるというふうなことでございまして、やはり現在の酪農の動向というものが、この収益性の問題を動因といたしまして流動しつつあるということは申し上げられることができるかと存じます。

○矢山有作君 いまのお話で、大体酪農の場合の家族労働報酬が他の作物に比べて非常に低位にあるということはおそらくなつたわけです。そのことは収益性の低さということにもなるかと思ひますが、私の手元にある農産物の生産費調査で見ますと、主要作物の所得率というものは、牛乳の場合には三割足らぬ。これは三十六年と三十八年の平均ですが、こういう実態が出ておりました、他の作物に比べて非常に低い状態になってお

ります。ところが、その低い原因は、いまの御説明によると、一、二頭飼いのような、いわゆる低位生産性の飼養農家が多いから、家族労働報酬が低くなるんだと、七頭以上くらしいになれば相当上がってくるんだと、こういうお話があったのですが、しかしそれは、まあ一つの理屈としては聞けるわけです。しかしながら、現実の酪農の経営の実態は全国平均でみて、農林省から出されたこの資料によりまして、大体一戸当たりの飼養頭数というものは三・四頭だ、こういうふうに出されているのですから、そうすれば一応、家族労働報酬等が収益性の問題を考える場合には、この全国の平均の飼養規模くらいなところでやはりものを考えていくのが妥当じゃないかと思うのです。そうしてみると、大体三頭ないし四頭飼育の酪農家であつて、私の手元にはそちらからいただいた資料で三十七年度のしかありませんから三十七年度で申し上げますが、三十七年度は一日当たりの家族労働報酬は三頭の場合に五百三十八円、四頭の場合は六百一十一円、したがって、三十九年で言えばこれは少し上がつてくるだろうと思ひます。しかし、いづれにしても低いということはおそらく事実だと思ひます。この点を無視して幾ら酪農の発展をはかろうといつてもなかなかむずかしい面が出てくるのじゃないかと思うのです。先ほど多頭化の話が出ましたが、多頭化にいたしましたも現在の土地による制約あるいは資金面の制約、いろいろな要素を考えた場合、さらに飼養管理面における制約、それらの問題を考えた場合に、そう一挙に多頭化というものが七頭以上、十頭以上というふうに進成されるわけではありせんから、したがって、少なくとも政策的に酪農の振興を考えるのなら、先ほど言いましたような全国平均規模くらいなところで収益性等々についても考慮しながら酪農振興対策というものを推進していくべきではないか。私はそう思うのです。それをことさら七頭以上だ、十頭以上だということに水準をもつてきて、七頭、十頭になれば千円以上の家族労働報酬になる。こういう言う方をするというのは少し

現実無視じゃないですかね。私はそういう感じがするわけですが、これは考え方の相違ですからあなたと議論しても始まらない。こういう点はやはり真剣にひとつ御検討願ひたいと思ひます。実態を忘れて、幾らその先の理想ばかり掲げたところで農民がついてこなければならぬではないのですから。理想は理想として、それに至る段階として農民のついてこれるような施策を伴いながら理想が掲げられるのならないのです。しかし、農民がついてこれるような段階を抜きにして、理想だけ掲げて、この程度ならいいのじゃないかという考え方は困る。それはそれとして、先ほど酪農近代化基本方針の話が出ておりますので、私はこのことについて一言だけ伺いたしたいのですが、私の手元にも酪農近代化基本方針というものがあつて、ところがそれを見ると、なるほど近代化基本方針で四十年で七百八十五万トンの需要も見込まれるのだ、したがって、生産は国内生産で七百九万トンを達成するようにするのだということらしいのですが、これは一体、具体的にその国内生産を達成するための施策というものはどうやっていくのですか。これはただこう羅列してあります。しかし、これらの施策がいかに困難かということ、私も私よりも実際に行政の任に当たつておられるあなたの方がよく御存じなんで、これをやるにはよほどの予算的な裏づけがなければなりませんよ。そういう酪農近代化基本方針を達成していくための計画を具体化する具体的な施策と、それに対する予算的な裏づけと、これは一体あるんですか、ないんですか。

○政府委員(橋垣徳太郎君) この酪農近代化基本方針と申しますのは、申し上げるまでもなく、固

の振興計画を立てる、それらに即応いたしまして、市町村がさらに市町村の実情に基づいた近代化計画を立てるということのための基本的な指標を示すという二つの意味を持つものでございませう。で、国といたしまして、この生産の目標を達成すべくあらゆる努力を尽くすべきことは申すまでもないわけですが、このために必要な財政投資の措置について計画を持っておるかというところでございますが、この目標の基盤となるべき土地条件の整備、つまり粗飼料給与のための土地基盤整備という問題につきましては、土地改良長期計画の中で草地の造成、改良を計画的に進めていくということをお示しをいたしておりますが、その他の問題につきましては、財政的な支出というものをどういうふうな設定するかということとはすこぶるむずかしい問題でございまして、端的に申し上げまして、私どもとしてどれだけのことをすれば、これはできるかという計画を持っておりません。今後、ただいま申し上げましたように、都道府県、市町村の近代化計画というものが樹立をされまして、その集計の上に立つて将来を見通しをいたしますならば、どのような事業についてどのような規模を予定する必要があるかということ、次第に明確になってくると思っておりますが、現段階におきましては、そこまでの財政計画というものを持っていないのでございます。

○矢山有作君 おっしゃる趣旨もわかります。しかしながら酪農問題が根本的に検討され出したのが、たしか三十八年ごろだと思っておりますが、そのころから基本的な検討が始められ、そして例の通称不足払い法というものがつくられてもう一年になる。しかもその不足払い法を制定するときに酪農近代化基本方針を示し、それに従って都道府県、市町村がそれぞれの計画を立てる、こういうことが明らかにしておいたはずで、われわれからすれば、この近代化基本方針というのは、即座にこれを実施に移して、四十六年度には目標の国内生乳生産を確保しなきゃならぬわけですから、そうすれば当然いままにいろいろな検討がなされ、

具体的な施策と、さらにそれを裏づける予算措置等も検討が行なわれておるのがしかるべきだと思えますけれども、しかし、きょうの私の質問はこれが中心ではありませんので、それはそのくらいにします。ただし、少なくとも、これは近代化基本方針を示しつばなしでは、とても現在の生乳生産の動向からいって目標達成はおぼつかない。需要量は、それはこれくらいいくでしょう、これより上回るかもしれません。問題は国内生産のほうです。それから、とてもじゃないが達成はおぼつかない。で、これに対する裏づけというものは真剣にひとつ御検討願いたい。で、あなたがおっしゃるように、都道府県や市町村の計画というのができてきた後に、おそれるそのときにきちっとした計算もでき、それに基づく予算的な措置も考えられると思えますから、この問題はそのときにお伺いをいたします。

で、収益性に関する質問が横つちよへいったんですが、話をとへ戻しまして、私はやはり酪農の収益性の低さというものが生産低滞の一つの大きな原因であるという考え方がどうも抜け切れないんですが、この点は当局はどう考えておられますか。いろいろな原因があります。低滞原因は数え上げればあります。ありますが、もろもろの原因を総合して、その根底に横たわるものは収益性の低さである、私はこう結論せざるを得ないので、これは農林大臣どうですか、あなたのほうからお伺いしたい。

○国務大臣(坂田英一君) 矢山委員の申されたとおり、私もその点については同感の点がございませう。さような観点からいたしまして、不足払いの問題等についてもできる範囲の努力をいたしておるわけでございますし、また一面は、これはやはり日本では畜産に対する農家全般の知識が足りないというふうな思ひます。どうしても収益性そのものを上げることを価格のみによつてこれを達成しようとするのは国際的に見てもそれも大事である、重要なことではあるが、そのみによるということは非常にあぶない問題であると思ひます。

るし、一面においては、技術問題においては、それはどうしても畜産ということ自体がおそく発達したものでありますから、優秀な技術者は多いとは思ひけれども、農家自身については非常に技術上のまだ進歩がない、これは事実だろうと思ひます。たとえば一つの地域を見まして、酪農の成績を見た場合に、かなり収益をあげておる農家も若干あります。その同じ地帯において非常に収益が落ちておるところもあるようなわけでございまして、そういう点については、やはり酪農に関する知識の普及ということがきわめて重要ではないかと、私はかように存じておるのでございまして、そういう点についても、今後努力を払っていくべきものではなからうかと、かように存じておるわけでございませう。

○矢山有作君 大臣も酪農生産の伸びないのは、基本的な原因は、収益性の低いことにあるということをお認めになったので、もうこの問題はあまりしつこくやりませんが、これはやっぱり十分認識してもらわなければ困ると思うのです。幾ら技術の普及をやつてみたところで、牛を飼つて損をするなら牛を飼う者はおらぬですよ。これはよほどのどうかした人間なら別ですよ。普通の人間が、牛を飼えば飼うほど損をするのに、幾ら技術の普及をやつたって、幾ら生産基盤の整備をやつたってやるはずがないのです。牛を飼えば他の作物に比較して決して見劣りがしないほどの収益が得られるのだ、こうなつてこそ、初めて酪農に対して農民が真剣に取り組む。真剣に取り組む姿勢の中で技術研究をやれと言えはやりましようかというこことになりますし、真剣に取り組む姿勢の中で草地改良をやれということになりますし、基盤整備をやれということになりますし、基盤整備をやれということになります。収益性が低い、しかも今後においても収益性が高まってくる見込みがないというものを、幾ら太鼓をたたいて笛を吹いても酪農民はついてきません。この点だけは十分御認識をいただかなければいかぬのじゃないか、その点

でいかに所得率が低いということとは、米に比較しても、麦に比較しても、カンショに比較しても、なたねに比較しても、繭に比較しても——繭はあなたはまだ変なめと言ひけれども、私が調べた数字では、三十六年から三十八年までの所得率で、繭は六四・四%、牛乳は二四%です。これは、数字の取り方にもいろいろあるでしょうけれども、まあいづれにしても低い。たばこが七一・三、リンゴ、ミカン、全部比べてみて、牛乳の所得率のほうが高いのです。これではやはりだめで、一番基本的な問題を解決するのどうしたらいいかという方向に、施策の重点を移していただきたい。そうすると、そこで出てくる問題は、収益性を高めるということのためには、一体どうするか、こういうことが問題なんです。これに対する御見解を伺いたい。

○政府委員(橋垣徳太郎君) 若干、御質問でない部分に口を差しはさむようでございますが、所得率で見ます限り、畜産というものは、これは耕種に比べて、はるかに低いものであるということは、世界的常識でございませう。養豚にいたしましても、養鶏にいたしましても、最も所得率の低いのが、養鶏でございませう。大体、所得率が三五%ないし三〇%というのは、ほとんど世界各國の例でございまして、これは生産の態様が、飼料給与ということを中心とし、素畜という相当の投資を前提といたしました経営であります限り、避けがたいのであります。

それはそれといたしまして、所得率を上げる、あるいは収益性を上げていくということにつきましては、一つは、御指摘にもございまして、交易条件というものの改善ということが、当然なければならぬと思うのでございませう。その点につきましては、大臣もちよつとお触れになりましたように、私どもとしても、加工原料乳地帯という交易条件の最も悪い地域の経営に着目いたしまして、加工原料乳に対する不足払い制度を打ち立てたつもりでございませう。

そのほか、交易条件としては明らかに有利でございませう。飲用乳化を進めていくということが、また一つの方法であり、さらに政策的な、多種の目的を持っておりませんが、学校給食の計画的な増大というふうなことも、あずかつて力あり得るのではないだろうかというふうに思うわけでございませう。

そのほか、本質的には日本の酪農が、先ほど来申し上げておりますように、有畜農家創設的な形——先生からもお話がありましたように、従来の役畜から、経済家畜であります乳牛に変わる。あるいは余剰労働力の燃焼の場として、酪農を始めるという形から、より生産性の高い、主業的な、あるいは専業的な酪農経営に移行していくという、そういう努力ということ、また、それを応援、支援をすべきであらう、また生産性を高める重要な問題として、自給飼料率、飼料の自給率を高めていく、粗飼料給与を適性化していくということについて、政策的にも配慮を加えていくべきであるというふうに思われるのであります。

なお、大臣のお話にもちよつと出ました、現在の酪農経営の水準では、非常に技術的なばらつきが大きいのでございまして、同じ経営規模にしましても、耕種の部門と異なりまして、経営ごとの収益性のばらつき、生産性のばらつきというものが非常に大きい。これの技術的な指導、技術の普及ということによる平準化という問題も重要な方向であらうというふうに考えている次第でございませう。

○矢山有作君 そうすると、いろいろ御説明ございましたが、大事なところだけに、今後の論議の關係がありますので、しばつておきたいと思うのであります。

所得率を持ち出したばかりに、ちよつとはぐらかされた感じがするのですが、要するに、酪農の収益性が低いということは、これはお認めになりますか。これが第一点。その収益性を高めていくために、おっしゃったように、いろいろの方策があります。しかしながら、私が先ほど言いました

ように、何といつても収益性を高めなければ、どんなにしても酪農の生産は伸びないのだ。この二つの点ですね。これは、一応原則的な考え方としてお認めになるかどうか。その点だけ簡単に。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 過去の経緯におきまして、酪農の収益性が、他の作目の一部と比較いたしまして相対的に低かったということ、それから収益性を離れて生産の拡大、農民の酪農振興、酪農の生産拡大意欲を伴わないという基本的な考え方につきましまして、私も同感でございませう。

○矢山有作君 それでは、その収益性を向上させるための基本的な考え方として、いろいろな条件はあります。ありますが、中心的なものとしては、やはり交易条件の改善、つまり当面の方策としては、価格政策というものが、所得政策というものが重要である。この点も先ほどの御答弁から出てきたと思うのですが、そういうふうな解釈してよろしいか。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 交易条件につきましては改善を加える必要がある。また、交易条件について一定のめどが酪農家に与えられるということになれば、それは酪農の振興にとって重要な役割を果たすものであらうという点については、御指摘のとおりでございませう。

○矢山有作君 いまのめどというのは、何ですか。○政府委員(檜垣徳太郎君) 一般に、価格の政策といひますか、価格行政につきまして、交易条件が安定的であつて、いかなる条件までは保証されているという条件が与えられることは、きわめて重大であるという趣旨で申し上げたわけでございませう。

○矢山有作君 そうすると、ちよつと気にかかる考え方なんです。それは、それじゃ具体的に言ふと、どういふふうなめどと考へておられるのですか。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 私の考へておりますことは、価格の、交易条件として酪農家にとって最も不利でありますものが、いわゆる加工原料乳

でございませう。必ずしも加工原料乳に政策全般としては限る必要はないのかも知れませんが、けれども、当面、そこに問題があるという意味で申し上げておるのでございませう。そういう不利な価格条件のものについては、少なくとも生産費をいかなるときにおいても保証するということが、重要であらうというふうに考へておるのでございませう。

○矢山有作君 そうすると、簡単にこう考へたらいいわけですね。要するに、交易条件の改善が必要である。そのめどは、加工原料乳について一応考へていく。その場合、加工原料乳の価格は生産費を保証することがもう一つのめどである。めどという意味は、そういうふうな解釈したらいいわけですね。

○政府委員(檜垣徳太郎君) そういう趣旨で申し上げた次第であります。

○渡辺勲吉君 私、いただいた資料で、わからぬ点を関連して伺うのですが、屠殺の資料の中で、乳牛の屠殺が、三十七年の成牛では十萬一千頭を屠殺している。それから三十八年には十五萬一千頭の乳用牛の成牛を屠殺している。それから三十九年は、ほぼ二十萬頭近い乳牛を屠殺している。十九萬七千五百頭。それから四十年では、推計ではあるが、もう二十三萬頭近いものが屠殺されたと推定されておる。逐年乳用牛の成牛が屠殺されておるその数が累加をしておる。この事実というものをやはりどう理解するかという理解のしかたが収益性の高い、低いいまの論議にもつながる基本的な現状の認識のこれは数字だと思ふのであります。で、伺ふ点は、老廃の乳用牛であるのか、あるいは搾乳中の盛んに能力をあげておるものも含むのか。だとすれば、その割合は一体、屠殺に回したこの乳牛の老廃と、しからざるものの割合はどういふ実態になつておるか。これが質問の第一点。

それから質問の第二点は、犢の屠殺が出ております。この犢のうちで牝犢と牝犢ですかという區別があると思う。それがどういふ内訳になつてお

るのか。そのうちさらに乳犢——乳用牛の牝犢が屠殺に向かつておるのが過去三年のこの統計の中であらう。割合を占めておるか。この点を伺ひませんと、私はやはり収益性の低さ、日本の酪農の置かれておる現状というものの認識というものが不徹底だというふうには私は思ふのであります。

それから、もつぱら原料乳地帯の価格をそうやるということでありませうが、しかし、二月の農林省の統計調査部の統計を見まして、二月中に屠殺された乳用牛の犢は全国で九千九百一頭にして屠殺しておる。これはこれからどんな種つけをして乳を出そうという乳用牛の犢が九千九百頭もつづいておるのだが、その中で、私は原料乳地帯において、たとえば兵庫その他においては約千頭近い乳犢を屠殺しておる。もとより原料乳地帯でもこの乳牛の牝犢はつぶされておりますが、こういう実態というものはあなたの方役人が東京から眺めたものとはよほど違つた深刻な事態にあると思うのだ。第一、示された資料のそういう内訳はどういふ内容になつておるか。これをまず伺ひたいと思ひます。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 御指摘のように、乳用牛の屠殺頭数は三十七年まではほぼ正常といひます。か、むしろ屠殺数は押えきみであつた。つまり更新がややくれぎみに使用が続いておつたと見られるのでございませうが、三十八年に入つて屠殺数がふえ、三十九年、四十年と、屠殺頭数の増大傾向が続いておりますことは先ほど申し上げたとおりでございませう。その理由は、私は端的に申し上げまして、三十八年には御承知のように、牛乳、乳製品を通じて乳の生産供給のほうが必要をオーバーするような事態が一時的に生じたのでございませう。そういう意味で、一時的な供給過剰時代を三十八年に招いたのでございませうが、それが牛乳の交易の条件にも響いた点もあつたと思はれるのでございませうが、その際に、必然的な形として、老廃牛といひますが、低能率牛の淘汰が急速に進んだと思はれるのでございませう。低能率牛

ないしは老廃牛の淘汰と、なお搾乳牛としての能力を持っておるものが屠殺されたものの比率というものは、これは調査の方法もございませぬし、私どもも実はわからないのでございませぬ。で、これは搾乳牛としての能力をお持ちながら屠殺されたものがないとは私は言えないと思ひます。事実屠場等でもそういうような事例も見受けられるようございませぬ、そういうことが絶無であるというふうには申し上げられない。ただ、大部分はやはり低能率牛の屠殺という形で進んでおるのではなからうか。と申しますことは、比較的に頭数の増加率の停滞にもかかわらず、この期間には一頭当たりの搾乳量というものは伸びておるの

に見ておるのでございませぬ。御質問いただきました詳細な内訳については、私ども統計的な数字を把握しておりませぬので、まことに申しわけない次第であります。お答えいたしたいと思ひますが、御了承をいただきたいと思ひます。

わが芝浦屠場を見たときには、はらみのやはり牛が出ておるといふ実態を見れば、この統計調査部の統計といふものも私は信憑性があるような受け取り方をしたので、収益性の低きに關連して、その統計に基づいてのお尋ねをしておるわけでありませぬ。どうなんでしょうか。

これら指定乳製品の価格というのは上がつておる傾向にあるように感ぜられるのですが、現在の市況で推移した場合には、今後の価格もやはり私どもはさつと上がついていくのではないかとこのように聞かされておるのですが、その点についての分析はどう考へておられるのですか。

〇渡辺勸吉君 どうも頭のいい局長にしてはなはだ迷ひなきあたわさる答弁なので、重ねて伺ひますが、同じ役所の中で統計調査部が出しておる統計の、ことしの二月の乳用牛の雌子牛の屠殺頭数が九千九百一頭ですね。だとすると、それが違つておればこれはひとつ明らかにしてもらへばそれだけこうでありませぬ、そういう数。そうしますと、いまの答弁が大部分が牡犢である、乳用牛の牡犢である、これは常識的には私もそう理解しておつたのでありますが、九千九百一頭と端数まで出しておるこの数字が乳用牛の牡犢であるということであるとすれば、いまの答弁は全体の犢の二十六万頭近いものを一年で、そのうち約半分ぐらひはまあ乳用牛の牡犢がつかれておるといふことになつた、これはいまの答弁とは実態ははなはだしく相違する。これはもう大きなやうい問題を現実には投げかけているといふふうに理解せざるを得ない。それから成牛については、老廃牛であるかあるいは搾乳の能力の高いものであるかの内訳はわからぬといふことでありますが、これも、同じような二月の統計調査部の発表によると、乳用牛の老廃牛、そういうものの一カ月につぶしたものが一万四千四百五頭と出ておる。これだけのものが統計調査部に出ているなら、その老廃牛としたのはつきりした内訳で一万四千四百五頭といふものが出ておるならば、しからざる部分はこれはさらにまた乳用牛として十分役に立つものと解釈せざるを得ないでしよう。そういうことになると、いまの局長の答弁は、はなはだ、この統計調査部の統計とは違つた意味の答弁になつておる。常識の答弁でしよう、あなたのやつは私の常識ではこの乳用牛の成牛も屠殺に向かつておるの

〇政府委員(檜垣徳太郎君) 統計調査部の速報に記載されておる数字かと思ひますが、まことに申しわけないのですが手元に持ち合わせておりませぬし、その他の職員も持っていないようございませぬので、ただいまの御質問の点は、後刻資料に基づきましてお答えできるようにいたしたいと存じます。

〇矢山有作君 いまお聞きしたところでは、大体

〇政府委員(檜垣徳太郎君) 今後乳製品が価格が上昇するかどうかにつきましては、今後の主要な乳製品についての畜産振興事業団の需給調整いかんにあると私は思ひます。大体四月以降と申しますか、春先には夏場の乳製品を必要とします食品原料の手当て期でありまして、毎年かなりの強調を見る時期でございませぬ。でございませぬので、現在の状態をそのまま放置すれば、私はやはり価格上昇ということがあり得ると思ひますけれども、適切な需給の調整をはかりますならば、現在の価格水準よりは安定するはずである、また、そうさせなければならぬのではないかと、季節的にもそういう意味では調整し得るのではないだろうかといふふうに見ておるわけでありませぬ。

〇矢山有作君 次に、最近ですね、脱粉やバター

〇政府委員(檜垣徳太郎君) 最近におきまして、事業団が放出をいたしましたのは、脱脂粉乳とバターでございませぬ、脱脂粉乳につきましては、お話しのように、数回の売り渡しをいたしておるのでございませぬけれども、手元にある資料は、四十年に放出をいたしました総平均の単価しかございませぬのですが、それを申し上げますと、これはトン当たりになつておるのですが、トン

〇矢山有作君 次は、最近ですね、脱粉やバター

〇政府委員(檜垣徳太郎君) 最近におきまして、事業団が放出をいたしましたのは、脱脂粉乳とバターでございませぬ、脱脂粉乳につきましては、お話しのように、数回の売り渡しをいたしておるのでございませぬけれども、手元にある資料は、四十年に放出をいたしました総平均の単価しかございませぬのですが、それを申し上げますと、これはトン当たりになつておるのですが、トン

〇矢山有作君 いまお聞きしたところでは、大体

〇政府委員(檜垣徳太郎君) 最近におきまして、事業団が放出をいたしましたのは、脱脂粉乳とバターでございませぬ、脱脂粉乳につきましては、お話しのように、数回の売り渡しをいたしておるのでございませぬけれども、手元にある資料は、四十年に放出をいたしました総平均の単価しかございませぬのですが、それを申し上げますと、これはトン当たりになつておるのですが、トン

〇矢山有作君 次は、最近ですね、脱粉やバター

〇政府委員(檜垣徳太郎君) 最近におきまして、事業団が放出をいたしましたのは、脱脂粉乳とバターでございませぬ、脱脂粉乳につきましては、お話しのように、数回の売り渡しをいたしておるのでございませぬけれども、手元にある資料は、四十年に放出をいたしました総平均の単価しかございませぬのですが、それを申し上げますと、これはトン当たりになつておるのですが、トン

六十万二千六百四十六円という数字に相なっております。必要でございますれば、後刻詳細は資料を提出することになりたく存じます。なお、一応の資料としては、いままで申し上げました点は、資料として御提出を申し上げておるはずでございます。

○矢山有作君 いまの問題について、手元に資料があまりにならぬということですから、それでは詳細な資料をひとつ御提出願いたいんです。その資料として出していただくときに、まとめた資料を往々にして御提出いただきますので、中身がわからなくてわれわれ困りますから、したがって、脱粉、バターについて、四十年度において払い下げをした、そのときの輸入原価、それからそれに要した経費、それから最高、最低の落札価格等、詳細にひとつ資料を出すようにしていただきたいと思ひます。その場合にトン当たりで出されますという、また計算を私どものほうでせねとすぐ比較ができませんので、まことにおそれ入りますが、全練は二十四・五キログラム、脱粉は十二・五キログラム、脱練は二十五・五キログラム、バターは一キログラム当たりと、こういうふうに出していただければ、われわれの従来の習慣からすぐ見当がつかますから、できるだけそういうふうにして詳細な資料の御提出をいただきたいと思ひます。

そこで、私のほうで一つだけわかっておりますのは、四十一年の三月二十四日に脱粉の入札をやっておられますが、これが十二・五キログラム当たりで、私どもの承知しているのは落札価格が最高が五千二百八円、最低が四千九百四円、平均して四千九百七十二円と、多少の数字の出入りはあるかもしれませんが、大体そのくらいなところだと承知しているんですが、これで間違ひはございませんか。

○政府委員(橋垣徳太郎君) ただいま先生のおっしゃいました数字で大体の線は間違ひないと思ひます。

○矢山有作君 そうすると、この脱粉の落札価格

は三月の市況に比べてどうですか。私、そこまでちよつとよう調べなかつたのでお教え願ひたいんです。

○政府委員(橋垣徳太郎君) 市況といふものを、いわゆる当該月における平均卸売り価格というふうに見ますならば、むしろ卸売り価格よりもやや高めに落札をされているということですが、実は私もやや意外に思つておる次第でございます。

○矢山有作君 そうすると、いままでのことからいたしまして、乳製品の市況は非常に高いところにある、特に従来の安定上位価格よりも高いところにあるということが一つ。それからもう一つは、事業団で入札をやった価格も、さらにその高い市況を上回るような高いところになつておると、このことだけが明らかになつたと思ひます。ただ、事業団の脱粉払い下げの問題については、それ自体として問題がありますが、それはあと同じにいたしまして、いま言つたような状況にある。こういうことから考へて、安定指標価格といふものについてお伺ひしたいんですが、安定指標価格というのは、もう私が申しませんが、おわかりのように、「指定乳製品の生産者の販売価格について、当該指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として定める」と、こういうふうな規定をされております。そこで、安定指標価格を設定をされる場合、まあどういふ表現をしたらいいかと思ひますが、基本的な考え方ですね、それをどこに置いて安定指標価格といふものをはじかれたか。こういう抽象的な御質問なんです、ちよつと真意を御理解いただきかねる点があるかもしれないんですが、もし御答弁によつて、私の聞かんとしているところと狂つていふようでしたらまたお尋ねいたしますので、とりあえず御答弁願ひたいと思ひます。

○政府委員(橋垣徳太郎君) 安定指標価格というのは、お話しのごさうでしたように、主要な乳製品の市場価格をその水準で安定をさせるといふことの目標となるべき中心的な価格の水準でござい

ます。で、その価格の導き方は、これも先生のお話しにありましたように、主要乳製品、指定乳製品にありましては安定指標価格、それからその他の主要な乳製品につきましては製造業者の販売実績価格といふものから製造販売経費を控除して残りました原料乳に振り向けるべき……いや、安定指標価格につきましては、ちよつと答弁がすべりましたので……。安定指標価格といふのは、指定乳製品の、その水準で安定することを目標として定める価格でございまして、その算定の方式は、過去四年間におきます実勢価格の平均を求めまして、その期間における卸売り物価指数の価格決定年次における上昇率といふものをかけまして算出をいたす方法をとつたのでございします。

○矢山有作君 私の聞き方があまり抽象的であつたので問題だと思ひますが、私が聞きたいのは、安定指標価格といふものは、御承知のように、乳製品の輸入のめどになる価格ですわね、一つは、それからもう一つは、原料向けの生乳の基準取引価格をきめるものになる価格。したがつて、このきめ方といふものが高いか低いかによつて国内の酪農に及ぼす影響といふものは非常に大きいものがあると思ひます。そこで、安定指標価格をどういふ基本的な考え方のもとにきめるかということが非常に重大な問題になつておりますので、それをお伺ひしたいのです。

で、私は、現在のように四十年一年をとつても、非常に市況が強含みで推移している。このことは乳製品の需給逼迫といふものを反映しているから強含みだと思ひます。しかも今後の市況の推定も、先ほど局長の答弁のような、事業団で相当大量輸入して放出すれば別だけれども、このまま推移するならば、市況はもつとも強含みに推移するだろう、こういうことも言つておられる。さらに、脱粉の落札価格を先ほど申し上げましたが、その脱粉の落札価格も、現在の市況を上回るような高い値段で落札をしておる、こういうような要素といふものを重視して、安定指標価格といふものをきめないと問題が出てくるんじゃない

か。したがつて、過去の四年間の平均価格できめるという考え方でも審議会で示された一つの考え方ですが、それよりもむしろ、現在並びに現在に基づく将来の市況といふものを十分反映した価格でない問題が出てくる、こういうふうに解釈しているわけです。そういうことで、安定指標価格のきめ方の場合に、基本的にどういふ考え方でおきめになったのか、こういう御質問を申し上げたいわけです。その点で御答弁願ひたい。

○政府委員(橋垣徳太郎君) 指定乳製品の安定指標価格を決定いたします基本的な考え方としては、乳製品の安定的な消費増大が行なわれる水準に置くべきであるという考え方が一つあるわけでありまして、そういう考え方に立ちます限りにおきましては、過去乳製品の価格の騰落が現実にあつたわけでごさうして、したがつて、そういう一定期間内における騰落の平均的な価格を再現をするならば、消費の安定的な増進といふものは見込まれる。また、したがつて、そのことは消費者、国民にとりまして耐え得る水準のものである。ただし卸売り物価の上昇といふ価格の基本的な水準の動向といふものはこれに反映させる必要がある、したがつて、単純なる平均数字ではなくて、平均されたものを物価修正をすることによつて安定線といふものを求め得るのである、また、それが法律の主旨に沿ふゆゑんではなからうかという考え方を持つておる次第でございします。

最近の乳製品の価格の上昇は、これは御指摘のように、最近における飲用乳を含む牛乳、乳製品の需要と、生乳の供給量とのアンバランスに基づく価格現象であることは申すまでもないこととございしますが、ただ、私どもとしては過去の推移から考えます場合に、現在の乳製品の市況の強さといふのは、やや異常である。先ほどちよつと触れましたように、いまから三年前の三十八年には、需給事情がいまと全く逆でございまして、生産過剰状態を現出をいたしまして、そうして畜産振興事業団の乳製品買い上げという市場介入をいたしたわけでございます。安定指標価格は、また

先ほど先生からお話がありました指標機能のほかに、事業団が市場介入をする必要があるということの判断のめどもなるわけでございますて、そういう画面の観点から考えますならば、高騰下落の現象二つを含む期間の平均的な価格の再現というものはかることが最も妥当であろうというふうに考えておるのでございます。

○矢山有作君 なるほどいまおっしゃったのも一つの考え方なんです。だから私は、それはそれなりの一つの考え方だと思ふのですが、問題は、なるほどかつて非常に乳製品が過剰になったこともあります。しかしながら、大体の傾向としては牛乳・乳製品の需要は非常に強くなってきておる。しかも生産がそれに伴わない面もまた強くなってきた。いわゆる需給アンバランスが非常に顕著になってきたといふことが、今日のような乳製品の市況の高値を呼んでおる根本の原因だろうと思ふのです。そうすると、ただ、消費を安定させるのだといふことは、言いかえれば乳製品価格をできるだけ、まああまり不合理だと思われぬ程度のところであくするのがいいのだという考え方にもつながらと思うのですが、そういう考え方で安定指標価格といふものを求めていくことになる。と、輸入の増大といふものは私は避けられぬと思うのです、これは。現実の市況がもうすでに安定指標価格を上回っておるのですから、明日の日からでもどんどん輸入すればいいということに理屈としては、現在ですら酪農の収益性は低い、それを反映して生産が停滞しておる、そこへ持ってきて乳製品が外国からどんどん輸入されてくるということになれば、その影響は、乳業者に及ぶ以前に、第一番の打撃を受けるのは生産者だと思ふのです。そういうことになったら私は困ると思ふので、したがって、需給情勢といふのをやはり中心に置きながら、安定指標価格といふものを引き出すべきじゃないか、こういうふうに思うわけです。過去四年間の平均という取り方をやりますと、現実の狀態から將來の予想される需給という

ものを正確に反映できないようになるだろうと思う。そこに問題が起こってくる。問題というのは、いわゆる輸入の増大という問題が起こってくる。

だから的確に需給事情を反映したそういうところで安定指標価格というもののが私は定められなければならぬ、こういうふうな考え方をしておるわけです。もちろん安定指標価格は基準取引価格に関連があるし、それらを算定する要素はいろいろありますから、あとでお伺いしますが、私はそういう考え方をしているんですが、どうも局長の考え方がいくと、輸入促進につながるような気がしてしやうがない、また、私がそれを疑うような根拠があるのですよ、現実には、だから、あなたは消費安定のために、過去四年間の平均をもとにして安定指標価格を出すんだ、そのことがいいんだとおっしゃるけれども、私はその考え方にはなかなか賛同できない。それはこういうことを言っておりますね。これは酪農の基本対策の考え方と方向というのが三十九年の八月に発表されております。私がいただいたその資料の一三ページを見ると、目標価格は農林大臣が乳製品ごとに国際価格及び国内価格を勘案して定める、こういう表現が使われておる。それから、酪農の考え方と方向というのが発表されておりますが、それによってみると、わが国の乳製品価格は国際的に見て割り高であるので、漸次国際価格水準に近づけることを目標としている、こういうことを言っているわけです。そのほか、農林省から出されたいろんな資料の中に同じようなことを言っているわけです。酪農の現状と対策の中の一〇六ページにも、乳製品輸入量の増大による国内乳製品の価格の国際価格への接近に対応して、こういうような表現をしておる。そうすると、安定指標価格の求め方というのは、理屈の上では消費の安定のために云々ということばが使われますけれども、基本的な考え方としては、国際価格に近づけていくという思想が背後にあるのじゃないか、ということ輸入量増大につながる、こういうふうには考えているんですが、どうですかその点は。

○政府委員（檜垣徳太郎君）いま先生が取り上げ

てお読み上げになりました過去の私どもの検討過程における議論といたしましては、日本の乳製品価格水準ができてくれば国際価格に近づけるように努力をすべきではなからうかということを考えた時代もあったことは事実でございます。しかしながら、その後、日本の酪農の現状及び将来における見通し、あるいは国際価格と国内価格との関連の問題の検討を深めてまいりますと、とうてい日本の酪農の振興を期しつつ国際価格への接近という問題は容易に実現できる性質のものではなく、また、それを実現しようとなれば非常な無理が起くるということが明らかになってまいりましたので、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法を提案をいたします段階には、国際価格と国内の乳製品価格とは遮断をする。国際価格への接近をはかるという、そういう意味の考え方はこれを放てきをするということに方向転換をいたしたのでございまして、で、現状におきまして、現在の段階におきまして、私どもとして乳製品価格を国際価格に接近をさせるという考え方は持っておりません。むしろ日本の国内における乳製品価格は、日本国内における需給の実勢というものに基づいて、国際価格と遮断をしてきめる。したがって、その遮断をするためには、主要な乳製品の輸入は政府機関によって一元的に輸入をする必要があるということ、御承知のように、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の中で、畜産振興事業団を通じて一元的に輸入をさせるということにいたしましたのであります。需給実勢に従ってきめるという点については、基本的には矢山先生のお考え方と私どもの考えておることに相違はないと思われるのでございますが、ただ、価格の安定を旨とする考え方をとり、価格の安定を通じて消費の増進をはかるということにいたしますと、一定の期間をとって安定水準というものを求めざるを得ない。短期的な動向によって価格の決定をいたしますと、それは非常に不安定な価格水準というものになる可能性が強いわけでございます。で、上昇傾

向のときには確かに高い安定指標価格があらわれることに相なりますが、また下降傾向のときには逆のことが起こってくるわけでございます。一つのルールとしてとり得るものとしては、価格の高位の時期、相対的に低位の時期を含む一定期間の価格を再現をする、それを物価動向というものによつて修正をするという形でやっていくということが私は最も適切な方法であらうというふうに思つておるのであります。で、安定指標価格を故意にといいますか、何らの根拠なく低目に押えますことは、これは基準取引価格を誘導する基礎にもなる価格水準でございますから、いろいろな弊害が起こり得るわけでございますが、そういうふうな故意に低目にするというふうな考え方はとつていないのであります。で、安定指標価格と輸入数量との関係は、安定指標価格をこえ、またこれはこえるおそれがある場合には事業団が輸入することができ。そして安定指標価格に政令で定める率をかけた水準に達した場合には売り出動する、逆に安定指標価格にマイナスの一定比率をかけた場合には買い出動をするという規定に相なつておりますから、したがつて、売り出動、買い出動の時期をきめるということに相なるわけでございます。また、価格水準の上下が需要の充足度というものを決定をいたしますから、量にも無関係でないということも御指摘のとおりだと思つてでございます。しかし、基本的にどれだけの輸入が必要であるかということは、国内の需要の動向と生産の動向が決定をするものでございます。政府機関による一元化の機構が現存し、かつそれが法律の趣旨に基づいて運営されます限り、不必要な輸入、放出が行なわれるということは避け得られるのでございますから、今回定めました安定指標価格が輸入の増大を招くような価格水準というふうには考えていないのでございます。

○矢山有作君　これは安定指標価格だけを取り上げて議論をしておりますという、これは明らかに考え方の相違ですから、議論が堂々めぐりすると思うのです。ただ私は、いま御説明なさった考

国ほとんどの地域が混合乳価取引でございまして、今回定めまして加工原料乳の基準取引価格と対比すべきものと性質を異にいたしておりますので、その点はどうしても御了承をいたさなければ、私どもはどうしても御話をしようがないわけでございます。ただ、例外的と申しますか、九州の大分県では、これは一元集荷の形をとり、農協等を中心にした自工工場を持っておりまして、ここで私どもがこれから推進をしようとしております用途別取引というものをやっていたのでございまして。そこでの混合乳価は、全国の一般の価格水準に比べまして、混合乳価も相対的に高いのでございまして、大分県における用途別取引におきましては、政府の定めまして基準取引価格五十七円をもって取引をいたしておる。これは用途別取引としては最も明確な事例でございまして、その取引基準価格は、私は今回の告示価格と対比するのふさわしい同一の性質を持っておるといふふうに思いますので、御参考までに申し上げてみたいと思います。

○矢山有作君　そういう極端な答弁というのは、実際なっていないよ、それは。というのは、基準取引価格と加工原料乳向けの取引価格と、あなた方が示された資料とは性質が違ふということとは知っていますよ、私たち。なぜかといったら、基準取引価格というのは、これは指定乳製品の安定指標価格から標準的な製造加工経費を引いて出したものでしょう。何も生産費を基準にして積み上げて出したものじゃないのだから、それは全然もう加工原料乳向けの取引価格として示されたものとは性質が違ふということとは知っています。ところが性質は違ふが、あなたの方のほうの調査によつていろいろな私は修正や何かの手を加えられたと思うのです。なぜかといふと、あなたのおっしゃるような用途別取引というのは確立してないから、だから、たとえば十石の乳を出したと、それが何ば飲用乳に回ったか、何ば原料乳に回ったかわからないのだから、その辺はいろいろな計算をやられたと思うが、いずれにしても加工向け

原料乳の価格はこれであるといつてあなたの方の正式の、公式の資料が出されておるのだから、それに対してわれわれは現在きまつた基準取引価格というものを対比してものを考える以外に方法はないじゃないのですか。それをなおかついろいろつべこべいわれるのは、これは全く話にならぬですよ、そういう考え方は。

○政府委員(檜垣徳太郎君)　いままで私どもが農林省の統計に基づいて提出いたしました資料で、用途別の取引価格として加工向けの価格水準がことであるということとをそういう形で明確に出したことはないでございまして。で、それぞれの地域で統計的に把握をいたしました混合乳価以外には、ほとんどの地域がないのでございまして、お手元にお持ち願つております数字は、やはりその地域における混合乳価であるといふふうに御理解をいただきたいと思ひます。

○矢山有作君　それはあなた、そこまで答弁されるなら、これは話は尽きないです。というのは、私が持っている資料というものは四十年の三月の畜産物価格審議会に政府から提出された資料です。だから、あなたがそれをいまないなら農林省に行つて取り寄せて、こういう洋半紙の横とじのやつですから、取り寄せてごらんない。その中には加工用原料乳向けと飲用原料乳向けが、北海道はじめ都道府県別にびつと仕分けしてありますから、私はそれで言つておるんです。それが、資料がなかったはずだとおっしゃるなら、あなたのほうからそれをとつておることにする。

○渡辺勲吉君　私も去年の三月の畜産物価格審議会に出た一人であります。そのときの資料には、各都道府県別の用途向けの内訳があつて、ことしに至つて、その都道府県別の飲用向け、加工用向けというものがありません。これは一体どういうわけですか。突如として混合したんですか、頭の中で。そうじゃなくして、いま矢山君も指摘したように、私はこの前にも言つたはずだ、三月二十五日。どうもこれは勘ぐるわけじゃないが、一つの政策意図が含まれておる、この取引基準価格の設定は。

しかも、これは政府が出した原案を最後まで固執して譲らなかつた線でしょう。五十九円六十四銭。これが現実の取引価格と開きがある。都道府県別にその資料があるはずだ。去年出して、ことは出ないというはずはない。それを比較すれば、あまりにも政策意図が歴然とするから出さぬのでしよう。そうじゃない、純粹にそういう意図ではないが、出せば出るなら、それを出してもらひましよう。

○政府委員(檜垣徳太郎君)　府県別に飲用向けもしくは加工向けというふうな表示をして御提出をした記憶はございまして。ございまして、これは先ほど来申し上げておりますように、同じ府県内におきまして、都市近郊の生乳の取引、混合乳価としての取引価格と、乳製品工場を中心とするといひますか、都市市乳向けの比率の少ない地域の取引価格、つまり混合乳価とは相違があるわけであります。で、御提出しました数字は、それぞれ府県における都市近郊の、主として飲用乳に向けられる取引価格と、それから主として加工向けに供給される原料乳価格とを御参考に出したのでございまして、用途別取引は、従来されてないのでございまして、私どもは把握のしようもございませぬし、今日の段階におきまして、純然たる加工原料乳価というものを分離をしてお示することは、ほとんど不可能でございます。

○矢山有作君　だから、私の申し上げておるのはいずれ、たとえばあなたがおっしゃるとおりだとしても、一応示されたその加工用原料乳の現実の取引価格といふものは、全く実態からかけ離れたものじゃないでしよう。全く実態からかけ離れたものを、一応混合乳価取引でわからぬけれども、何でもよい、加工乳と飲用乳とに分けて出せというから出したんだといつても、でたらめな資料じゃないでしよう。少なくとも、出された資料である限り、それがどんぴしゃり六十二円三十銭といふところまで一致しないにしても、たとえば、出された資料が六十二円であるならば、

現実には六十二円十銭であるとか、あるいは六十二円五十銭であるとか、あるいは六十二円八十銭であるという相違はあるでしよう。それはわかりますよ、私ども。統計ですからね。わかりますが、少なくとも出されたその価格、数字というものは、現実と全くかけ離れたものじゃないですね。もし全かけ離れたものを出されておるとすれば、これは出したあなたの方のほうかどうかということになる。その点どうでしようか。

○政府委員(檜垣徳太郎君)　ただいま私のほうから申し上げました乳価の性質の規定というものを前提にいたしますならば、それはわれわれが知る限り、現実的な数字でございまして。

○矢山有作君　そういうふうな最初からおつちやうていたならば、あまりものがこんがらからぬで済むのです。ですから、私の言わんとしているのは、現実に行なわれておる加工原料向けの乳価と、それから基準取引価格というものを平面的に比較して話をしているだけなんです。ですから、あなたの方のほうで加工用原料乳向けの乳価といふものは混合乳価といふものしかないのだといふことをおつちやうと、その出された資料なんです。それから、それはありますよ、しかし、そのものが一銭一厘まできつと数字が合ったものじゃありませんと、こうおつちやうののならわかります。それはそれとおりです。しかしながら、私はあの資料で、あなたがおつちやうたように、現実の加工用向けの生乳の取引価格として、大体あの資料は同じようなものだろうと思つて、それと比べて、この基準取引価格は低いところにあると思つて、大体ならしにして二円ぐらひ低いと思うのですが、一升当たりね。そうすると、この基準取引価格の水準でメーカーは乳を買えばいいのですから、そうすると、現在加工用として六十二円で買つておつても、この基準取引価格でいう五十九円六十四銭で買えばメーカーは十分だといふことになるわけです。五十九円六十四銭以下で買つたこれは問題になります。しかし、五十九円六十四銭で買つて限りにおいては、メー

カーは文句を言われる筋はないということになりますね。そうすると、メーカーは現実の加工用原料乳に払っておる価格よりもまだ下がった価格を支払っていることになるわけですね、これは、これはそれが一体もうかるのですか、このところで、この仕組みで。

○政府委員(橋垣徳太郎君) この価格で買い取りました原料乳を、加工品、つまり指定乳製品に製造をいたしますならば、メーカーは平均的には二・五%の利潤は取れるはずであるという計算のものでございます。で、この価格は他の用途向けのもの、つまり飲用乳に向けられる数量、あるいは調製粉乳、アイスクリーム等に向けられるものについては、この価格で取引したのでいいという基準ではございませんから、したがって、加工原料乳を、この価格をもって基準の取引をするという場合にだれがもうかるかということの御質問でございますが、多少厳密に申し上げますと、安定指標価格でございますので、この価格以上の乳製品市況があれば、この価格で買ったメーカーは二・五%の基準で利潤以上のものを取得するようになることは、そういうふうに見えると思うのであります。で、安定指標価格を下回る水準になりますれば、メーカーはそれだけの利潤は確保できない。あるいは場合によっては赤字が起り得るということに相なるわけでありまして、飲用乳その他の価格水準につきましては、これは取引当事者の間において折衝されて決定をするものであります。私は最小限のことを申し上げれば、現在の取引価格の水準は、それが加工原料乳の基準取引価格による約定受け取り価格と、それから相互の交渉できましますその他用の受け取り価格との混合乳価が現行の乳価を下回るようなことがあつてはならない、そういう条件は現段階において全くないということだけは申し上げられるかと思ひます。

○渡辺勘吉君 ちょっと関連。
ちよつと聞き漏らしたかもしれませんが、そうするとあれですか、基準取引価格、一升当たり五

十九円六十四銭というものの中には、利潤率として二・五%を見ておる、こういうことですか。そうだとすれば、現実の取引よりは——いま矢山委員のあげた数字はおそらく去年の数字だと思ふのでありますが、現実よりはさらに二円も不当利得を政府が認めた、一・八七五キログラム当たり。そうすると、その不当利得を加算した総体の利潤率を何%と見ていますか。

○政府委員(橋垣徳太郎君) 先ほどから申し上げておりますこと御理解をいただいておりますと思うのでございますが、この基準取引価格で取引をいたしましたほかに、飲用乳及び不足払いの対象とならない乳製品の原料乳に向けられる乳価というものの折衝乳価は別にあるわけでございます。そのそれぞれの受け取り価格を合算いたしまして、総数量で割った価格というものが、現実の取引価格より下回るということであれば、それは私は現在の乳業界を取り巻く環境のもとでは、乳業者が必要以上の利潤を得ておるということに相なると思ひます。思ひますが、すべての乳を五十九円六十四銭で取引するということは、四月一日以降の用途別取引のためまに立つ限り、絶対にあり得ないことでございますので、私は御質問のような趣旨の計算をしてもおりませんし、また、すべき性質のものではないというふうに思つておるわけでございいます。

○渡辺勘吉君 いや、話を飲用乳とこんがらからせて答弁をされるからいよいよ質問したくなるんですが、大体取引基準価格というのは原料乳の取引基準価格でしょう。それなら一つの独立採算としてこれは考えなければならぬですね、私企業としても。そういう場合に、現実の取引から見ても、少なくとも、二円以上の開きがある。取引基準価格より低い。それを下回つてはならないという法律の規制がある。だとすれば、当然これはメーカーとしては二・五%を含んだ五十九円六十四銭にプラスアルファとして二円であるか、二円五十銭であるか——岩手でもかなりのものと高い値段で原料乳を引き取つておる具体的なデータもある

から、私は聞くんだが——そういうものを考えた場合には、あくまでも二・五%の適正利潤と現実の取引の価格との差というものを考えてみたことでもないというの、これは考えないだけのこと、必ず計算はあり得る。それを計算しないといふれば、それを計算したものをもし出してみたい。出すべきだ。

それから、ついでだから聞きますが、その他の乳の加工向けということだが、あるいは色もので不当な利得をしておる。これは周知の事実、メーカーは、あるいは白もので出す。その一体政府としてはあるべき市乳の価格というものをあなた方は行政指導をやる責任があるでしょう。これは、まあ話が発展しますから私はこれまでは触れませんが、少なくとも取引基準価格とは、それを下回つてはならないという一つの線である限りは、それを上回つて現実に取引しておるという事態からいへば、これは当然メーカーとしてはそこに予期せざるものが政府の最低保障によつて保障されるということになるでしょう。それが一体どのくらいの割合になるかということ、これは計算すればすぐ出るでしょう。いまそういう準備がなければ、それは資料として出してくださ

い。
○政府委員(橋垣徳太郎君) 繰り返し申し上げておるのでございますが、法律上の加工原料乳に対する取引基準価格は五十九円六十四銭で、そのほかに、農家の販売しました乳は飲用乳に向けられ、あるいは調製粉乳その他の不足払いの対象とならない乳製品にも向けられるわけでございますから、したがってわれわれが計算ができますのは、指定乳製品、主要な乳製品に向けられる乳にどれだけの乳代を支払うべきかという計算しかできないわけでございます。したがって、全部の乳を五十九円六十四銭でメーカーが引き取つて、その一部は飲用乳に回し、一部は調製粉乳に回して、一部は主要な乳製品をつくるということになれば、これは不当利得になるかということでございますが……。

○渡辺勘吉君 話をこんがらかすな。質問にまともな答えたらどうだ。原料乳として政府が告示した取引基準価格を上回つた分は不当利得でしょう、現実にはそれより高く買つておるのだから、メーカーは。

○政府委員(橋垣徳太郎君) 現実には高く買つておるということは、先ほど来申し上げておりますように、混合乳価として高く実地支払いをしておるわけでございますから、したがって、この基準価格で加工原料乳そのものを買い取り、飲用乳その他の不足払いの対象とならない原料乳に対して支払う金額との総合計の単位当たり価格が現行の取引価格よりも下回るというようなことは、私はそれは許さるべきではないということをお願いしておるのでございまして、全体の原料乳価を五十九円六十四銭で買った場合の採算というものはじきやうもございませぬし、私は非常に誤解を受ける問題になりますので、その点はお許し願ひたいというふうに思つてございいます。

○矢山有作君 畜産局長、どうも時間が長引いてきたから少し頭がおかしくなつておるのじゃないですか。私は何も飲用乳向けに回した場合と調整粉乳向けに回した場合、その乳を何ぼぐらいで買つて生産者の手取りが何ぼだからどうかととか、そんな議論をしておるのじゃないのです。それはまた別な議論になります。たとえば取引基準価格が五十九円六十四銭にきめられた、いま混合乳価である。そうすれば一体この五十九円六十四銭という値段で実際に取引をした場合、原料乳の場合、飲用乳について何ぼぐらいで買つたら現行手取りよりも下がらぬでいか、これはまた別の議論です。だからこれは分けていただかなければならぬ。少なくとも主要な乳製品の加工原料乳向けとして買われる乳というのは五十九円六十四銭で買えば、メーカーにとっては何の落ち度もないわけです。これで買えばいいのです。ところが、主要原料乳に回されると考えられる加工原料乳の現行の乳価というものは、先ほど来議論したように、五十九円六十四銭より高いわけですよ、そう

すれば主要乳製品で問題を考えた場合に、メーカーは現在よりも低い取引基準価格で買えばいいのだから不当な利得が出てくるのじゃないかと、こう言っておるわけです。こう整理したらわかるでしょう。

○政府委員(橋垣徳太郎君) それは矢山先生はもう御理解をいただいておりますのでございませうが、現行の取引価格というのは加工原料乳にも確かに同じ値段しか払っていないわけですが、ですから観念的には、現在のたとえ岩手六十二円という乳価があるならば、六十二円の乳で加工乳製品をつくっておるではないかということでございますが、逆に言えば、六十二円で買った乳で、たとえば東京の場合、飲用乳向けられる比率が高いものですから、八十円以上のものを払っておる、その部分にも同じ乳を使っておるわけでございます。でございませうから、これはわかれわかれがここで計算をし得るものは主要乳製品の価格というものの安定的な水準というものを前提にして、ただの価格を加工原料乳について支払ひ得るかという計算しか出ないわけでございます。でございませうから、いまお話しはそういうような乳価を支払った場合に、飲用乳に今後の、少なくとも現在の混合乳価の水準を前提にして飲用乳あるいは不足払いの対象とならない乳製品の原料乳にどれだけ支払ひ得るかという試算はある程度できるかもしれないけれども、そういう混合乳価で買っておるものが、この価格で買ったらどれだけの利得が出るの、だという計算はやりようがないわけでございます。

あなたからの公表の資料として、岩手なら岩手、青森なら青森で、三十三年の三月の畜産物価格審議会で、青森の加工原料乳向けの乳価は何ぼです、青森の飲用乳向けの乳価は何ぼですという資料が示されたわけですから、私はその比較において基準取引価格をいまままで論じてきたわけですが、その落ちつくところは、基準取引価格五十九円六十四銭というのは、私が言った三十三年三月に畜産物審議会に出された青森の加工原料乳向け原料乳、飲用乳向け原料乳と仕分けした分の加工乳向け原料乳より低いということをやった、それはあなたもそこまで了承されたわけですが、答弁の中で、そうすると、この基準取引価格というものは、安定指標価格から標準的な製造加工経費を落して算出したものでしょう。そうすれば、その主要乳製品に向けられる加工原料乳というものが、現実の取引は、青森なら青森の加工原料乳向け原料乳の取引は、たとえば、六十二円とする、一升当たり。そうすると、今度示された告示価格ではこれが五十九円六十四銭となる。メーカーは五十九円六十四銭で買えばいい、こういうふうになつてくるわけですが、だから、その対象になる乳というものを考えて、何ぼの利得が出るのかどうかということを言っているのだから、乳業会社の企業全体として私は論じておるのではないのです。

主要乳製品をつくる、牛乳をつくる、市乳です、あるいは調製粉乳をつくる、あるいは色ものの牛乳をつくる、それらをひくくする、これで基準取引価格で買った場合に、普通の利得が出る、とか出ぬ、という議論をしておるのじゃない。要するに、主要乳製品として向けられる飲用乳向け基準価格五十九円六十四銭に比較して、現行の加工乳向けの原料乳価格は、農林省の示された資料によればそれよりも下回っておる。そうするならば、その下回った基準取引価格五十九円六十四銭で買った原料乳をもつて主要乳製品をつくった場合には、いまの現行価格から比べて下回った価格で買えるのですから、それだけ余分に利得が出はしませんか、こう言っているのです。ここまで整理したら、そうなるというところになりましょう。こんがらがらういけませんよ。あなたはこの考えがこんがらがっている。

○政府委員(橋垣徳太郎君) 私なりにこんがらがってないと思っておりますのでございませうが、逆の計算なら可能でございます。それは現行のいわゆる主として加工原料乳に、加工原料乳として製品を販売しておる価格、それを用いて主要乳製品を製造した場合に、メーカーの採算はどうなるかということであるならば、これは計算はできます。で、この話は若干さかのぼりまして、さかのぼったところでお話をしないとはつきりしないわけでございますが、従来の価格安定法、畜安法に基づき基準価格の設定は、自給実勢価格というものでございませうけれども、法律上は確かに加工原料乳の基準価格というところに相なっておりますが、当時私も説明した覚えがあるのでございませうが、純然たる加工原料乳の取引価格水準というものは、したがって、主として加工原料乳地帯に設けられる混合乳価の水準を過去の実勢価格に基づいて再現することによって、再現し得るという最低限を制度的に保証することによって再生産を確保するのだということを申し上げたのでございまして、厳密に申せば、畜安法に基づいて規定をいたしました基準価格というのは、主として加工原料乳に設けられる生乳の混合乳価水準を示した、混合乳価水準の最低を示したという性質を持っておりますのでございませう。でございませうから、その辺からお考えをいただきますと私の御説明が御理解しにくいのかと思ひます。

がつくとめんどうだから、これを六十円とします。それで話をしますとね、実は昨年あたり、私は昨年の資料しかないからあれですが、昨年あたり青森、岩手その他で加工原料乳向けの取引価格として示されたものが、これは農林省からいただいた資料ですが、たとえば六十二円と仮定します、大体その程度はしておる。それから飲用乳向けは同じ資料によると上回りますよ。青森、岩手における加工原料乳向けとして示された資料によると一升六十二円。ところが、今度基準取引価格として加工乳向けの価格は六十円にきまつた。そうするとメーカーは六十円で取引すればいいわけですよ、いままで六十二円で買っておったのを、そうすると二円というものはメーカーがいままでよりももうかつてくるということになりませんか。この辺のところはどうも審議局長ははつきり出てこぬのです。これは非常に簡単な算術なんです。

○矢山有作君 私はあなたに、現実にはそういうようなむずかしい計算をやってくれといってお願ひしているわけじゃないのですよ。それでまた話が逆戻りしよるのです。あなたの答弁を聞いておると、少なくとも、最初私があなたと議論したのは、現在の基準取引価格と、いま出された基準取引価格と、それから現行の加工乳向けの取引価格というものは明かになつたわけでしょう。あなたのほうはいろいろ言われたけれども、要するに、あなたからの公表の資料として、岩手なら岩手、青森なら青森で、三十三年の三月の畜産物価格審議会で、青森の加工原料乳向けの乳価は何ぼです、青森の飲用乳向けの乳価は何ぼですという資料が示されたわけですから、私はその比較において基準取引価格をいまままで論じてきたわけですが、その落ちつくところは、基準取引価格五十九円六十四銭というのは、私が言った三十三年三月に畜産物審議会に出された青森の加工原料乳向け原料乳、飲用乳向け原料乳と仕分けした分の加工乳向け原料乳より低いということをやった、それはあなたもそこまで了承されたわけですが、答弁の中で、そうすると、この基準取引価格というものは、安定指標価格から標準的な製造加工経費を落して算出したものでしょう。そうすれば、その主要乳製品に向けられる加工原料乳というものが、現実の取引は、青森なら青森の加工原料乳向け原料乳の取引は、たとえば、六十二円とする、一升当たり。そうすると、今度示された告示価格ではこれが五十九円六十四銭となる。メーカーは五十九円六十四銭で買えばいい、こういうふうになつてくるわけですが、だから、その対象になる乳というものを考えて、何ぼの利得が出るのかどうかということを言っているのだから、乳業会社の企業全体として私は論じておるのではないのです。

○矢山有作君 もう一ぺん言ひませう。大臣ね、いままで実は農林省のほうは各都道府県別に去年の資料で公式に出されたものによると、加工原料乳向けの乳価と飲用乳向けの乳価というものをびしりと出してきていたわけですよ。いいですね、これがまず第一。それを局長はとやかく言われたんですが、そういう資料は出した覚えがありません。というところで認められた。そうすると、その場合の加工原料乳向けの乳価の値段と、おそろしく指定乳製品向けの乳価の値段と、加工原料乳向けの乳価の値段を私は農林省は計算したのだらうと思う。それが六十二円だとしますね、それに対して今度出された乳製品向けの原料乳価格は六十円ですね。それは主要な乳製品向けの原料価格ですから、指定乳製品よりも二つほど余分

の、ほかの乳製品が入ってきておりますよ。いずれにしても乳製品向けの基準価格が六十円で示された。そうすれば明らかにメーカーは二円安く買えるでしょうと、こう言っておるわけですね。

○国務大臣(坂田英一君) どうも御質問の趣旨が私にも実ははっきり頭に入らないのですけれども、一般の地帯からいきますと、こういうことになつておるように私は思ふんです。つまり、加工原料乳とそれからして飲用乳とを突っ込んで幾ら幾ら、こういうことで購入しておる、――青森、岩手は別として、私の知っておる限りは、そういうことに相なつておると思ひます。そこで、加工原料としてその当時のやはり最低標準価格というのは五十九円幾ら、こういうことであつておるの、飲用乳にいくのと加工にいくのとをそこで突っ込んで値段がきめられておるといふ場合が多いのじゃないかと、私はそう理解しておるのですが、間違つたらまあそれは取り消さなければいけません、私の見ておる状態では、さようなことになつておるように思ひます。

○矢山有作君 それは大臣のおっしゃるとおりなんです。現在までの生乳取引といふのは混合乳価です。これはおっしゃるとおりです。ところが審議会において、それでは審議の上で差しつかえがあるといふので、混合乳価で取引はやつておりますが、現実にはそれをどういふ計算方法をとつたのか知りませんが、農林省だから權威のある計算方法をとつたものとして私は信頼しておりますがね、農林省が計算をして、各都道府県ごとに加工向けの現行取引乳価は何ば、飲用向けは何ばと計算してはじき出したのです。私はその価格と現在の基準取引価格とを比較して議論をしてゐるのです。そうした場合に、農林省が出された加工向けのその当時の青森、岩手その他一六六県における生乳の取引価格よりも、現在出された告示価格のほうが下回つておると、こういうことを言つてゐるわけですね。現実なんです。これは、私が、資料をお見せします。農林省に畜産物価格審議会に出した資料があるはずですから、あなたはわからな

かつたらそれを見ていただきたい。そう言つておるのです。そうすると、業者は不当にもうかるのですよ。そうなりませんかと云つておるのだが、畜産局長はあれのこれのと言つてわけがわからぬ。

○政府委員(檜垣徳太郎君) あとで大臣から御見解を述べていただきたいと思ひますが、確かに四十年の審議会に、加工向け、飲用向けといふのを分けて提出をいたしました。その際、速記録をこらいたいただきますと明白になるわけでございますが、私から説明を申し上げまして、北海道、青森、岩手等は、主として加工向け市町村と、主として飲用向け市町村のグループに分けて、グループごとに平均をいたしました、大分県だけは用途別の取引によりましたという御説明を申し上げておるのでございまして、提出いたしました加工向けといふのも、飲用向けといふのも、いずれも混合乳価水準の平均であるといふことは、速記録の上でも明白にいたしておるつもりでござい

○矢山有作君 だから、私はそのことを言つてゐるのじゃないのです。先ほども言つたでしよう、混合乳価で取引はされておるが、それを、いずれにしても、加工向けは何ば、飲用向けは何ばと仕分けをされたわけですね。その上に立つて、その数字が現行取引価格と全く相反するやうなものですかと云つたら、そうじゃないとおっしゃつた。そうすると、現行の加工乳向けの原料乳の取引価格といふものはあなたが仕分けをなさつたその加工向けの原料乳価格と大体つろくしておるといふことを、あなた確認なさつたわけですね。確認されたでしょう。そうすると、それと比べて基準取引価格のほうが低いんじゃないやありませんかと言つてゐるのです。しごく簡単でしよう、問題は、あなたのほうで、混合乳価で取引しておるのを、わざわざ加工向けと飲用乳向けとの現実の取引はどうですか、分けて出さないと言つたら、分けて出されたのだから――それは計算方法はどうかとられたか知りませんが、分けて出された。しかも分

けて出されたものを、あなたのほうは、これは現実の取引とその計算とは大きく隔たつたものじゃない、大体似ておることを認められた。似ておるとするならば、現実の加工乳向け生乳取引といふものは、農林省が示された加工乳向けの取引と大体似ておる。大体似ておる数字というならば、基準取引価格が下回つてゐる、こういう議論をしてゐるのです。その下回つた分はだれがもうかるかといふと、これは乳業メーカーがもうかるのははつきりしてゐる。どうしてそれが率直に認められないか。私は企業を総合してもを言つてゐるのではない。

○政府委員(檜垣徳太郎君) ただいままで申し上げましたように、昨年の審議会の資料でも、主として加工乳向けのもの、主として飲用乳向けのもの、グループごとに平均取引価格水準を算出して、グループごとに行なわれてゐる取引価格水準であるといふふうに私は考えております。すといふことは、先ほども申し上げたとおりでござい。ただ、それにいたしましたとしても、これがあくまでも混合乳価水準であるといふことから申せば、かりに六十二円という従来の混合乳価より、今度の法律による主要乳製品向けの原料乳の基準取引価格五十九円六十四銭といふものが低いといふことにいたしましたとしても、それが直ちに不当利得といふやうな問題には私は結びつかないといふことを申し上げてゐるわけでございます。で、主として加工乳向けの混合乳価水準に比べて、現在告示をいたしております純然たる加工原料乳の基準取引価格が低位にあるといふことは、これは数字のことですから、低いといふことはこれは申し上げるまでもないと思ひます。

○矢山有作君 その議論だけをやつておるとさつぱり前へ進みませんが、――しかし、少なくともあなたのほうで加工乳向けとそれから飲用乳向けを分けるのに、何らの根拠もなしに分けたわけじゃないだらうと思ふのです。やはり一つの根拠というものがある、加工乳向けの生乳は大体これだけの取引価格だ、こういうそらばんをはじいておら

れると思ふ。それをあくまで、混合乳価だから現在の基準取引価格と比較できないとおっしゃるの、あなたが、何と言ふか不当利得がメーカーに出してくるのだといふことをカバーするための私は発言として考えられない。もしそうでないとするならば、あなたがはじき出された、加工乳向けの原料乳価として示されたものに問題がある。ですから、どういふ基準ではじき出されたのか。加工向けと飲用向けと仕分けをしたその計算の根拠を明確に示してほしい、これはあとで資料でよろしいから。そうしないと、話がきちつと筋道立つて進みませんよ。けれども、私も、メーカーをこゝとから擁護しようといふ立場に立たぬ限りは、少なくとも現行の加工原料乳向けの乳価より、基準取引価格のほうが下回つてゐるといふことを言わざるを得ない。そうすれば、基準取引価格で取引をした場合、乳製品を製造してゐるメーカーは、それだけに限定してみた場合、不当利得をあげることになる、こういうふうに私は結論をつけざるを得ないと思ふのです。そういうやうなことは、この加工原料乳生産者補給金等暫定措置法といふものは、一体乳業メーカーを守るための法律なのか、農民を守るための法律なのか、わががわからなくなつてくるのじゃないか。その本質は乳業メーカーを守るための法律であつて、あと私にだんだんといつて宣伝してゐるけれども、決して生産農民を守る法律にはならぬ、こういうことを私は言わざるを得ない、そういうことだけ申し上げておきます。それで資料が出てきてから、あらためて議論をしたい。これは今後の酪農の方向を定めるのに私は重要な問題だと思ふのです。そういうことをあやふやにしておいては困る。それから次の質問に移りますが、基準取引価格を算定する場合に、主要な乳製品の安定市場価格から標準的な製造販売経費を差し引くという形で算定をされておるわけですね。ところが、その際の製造販売経費といふものはどういふやうな計算をやつたのか、このことがお伺いをしたい。これは十分、おそらく私はメーカーの、あるいは工場

の原価計算書をとって、これをしきりに検討して、そしてメーカーの独善的な利潤追求に迷われないような、そういう厳格な販売経費を私は算定されたかと信じておりますが、どういう根拠で算定されたのかということです。

○政府委員(橋垣徳太郎君) 基準取引価格を誘導いたしたために、指定乳製品につきましては安定市場価格、それから主要な乳製品としてはそのほか全脂粉乳、それからバターの家産ものを代表的に取り上げたのでございますが、それらのメーカーの販売価格から製造販売経費を差し引いた残りが乳製品の、生乳の代価として支払われるべきであるという算定をしたのでございます。製造販売経費につきましては、農林省畜産局におきまして、昭和三十三年の十月から昭和四十一年の九月の間に、バターについて四十三工場、脱脂粉乳について三十二工場、全脂練乳について十七工場、脱脂練乳について二十四工場、全脂粉乳について二十四工場の工場の製造販売経費調査をいたしまして、それぞれ品目ごと、一般管理費、販売費、支払利息というものを調査をいたしましたものの平均を出しまして、それによってこの製造販売経費を差し引いて基準取引価格を誘導したというやり方です。

○矢山有作君 この標準的な製造販売経費の算定のしかたというのは、これは現実の取引乳価というものを規制していく一つの重大な要素ですから、この算定のしかたというのは非常に重要な意味を持つてくるわけです。いま御説明になったことは、これは私も資料として持っております。ところが、問題は、その製造販売経費を算出する対象工場を選定して調査された場合に、どのような調査の方法をとって、どのような資料に基づいてこれを算定されたかということが一つの問題だと思ふのです。私には、これは、製造販売経費というものは、これは毎年の審議の場合にも問題になるものでして、これは毎年毎年われわれはこの製造販売経費の資料というものを要求いたしますが、毎年毎年その数字は違つておる。違つておるものが、上がつてみたり下がつてみたり、相当大幅な開きをもつて数字が出てくるわけですね。そうすると、このとらえ方というのは、一体どうとらえていくかということが非常に問題なんです。私の見るところ、おそらく農林省でそれを的確にとらえるだけの工場の企業検査、あるいはそういうような書類の提出、分析、そういうことをやっておられるかどうかという点に大きな疑問を持つておられますが、その点どうですか。

○政府委員(橋垣徳太郎君) 工場の原価の調査というのは、私もかつてほかのポストの場合にもやつたことがあるのですが、決して簡単なものではないことは御指摘のとおりでございます。そこで、私も、製造販売費用の計算につきましては、かつて畜産物価格審議会の席上でもいろいろ御指摘がありました点は、われわれ、事務的に検討、反省をいたしましたので、所定の報告様式を定めまして、また費目の規定についても明確な規定を加えて指導を行ない、その報告書に基づいて製造販売費用の審査を行なつたわけであります。その際、先ほど申し上げましたかなりの数の工場にわたりますので、費目ごとに疑問の生ずるものがあつてまいります。費目ごとに疑問の生ずる点につきましては、工場の現地にいき、工場の帳簿に従つて調査をし、報告の誤り、あるいは積算の誤謬等についてはこれを訂正いたしました上で集計をいたしたのでございます。

○矢山有作君 私は局長という議論しました。混合乳価でいま取引しているやつを加工向けに回した場合の取引乳価が何ばか、飲用向けに回した場合の取引乳価が何ばかという仕分けすらなかなかうまくいかない。それであくまでもその点については不明確だから現在の取引は混合乳価でやっているのだ、だから基準取引価格とはすぐに比較できないとおっしゃるほどむずかしい。それほどむずかしいものの中で、この製造販売経費というものは、たとえばバターだけをつ

くっているのじゃない、脱脂粉だけをつくっているのじゃない、牛乳もやれば調整粉乳もつくる、チーズもつくればいろいろのものをつくっている。そういうような企業をとらえて、これが主要な乳製品の基準取引価格を算定する場合に、自信の持てる的確な製造販売経費としてつかんでおりますか。

○政府委員(橋垣徳太郎君) 先ほど申しましたように、製造販売経費の原価の把握というものは相当むずかしい仕事であるというところは、私も経験から考えましてもそういうふうに考えております。ただ、私もこの制度が円滑に法律の趣旨に従つて運ばれるためには、この問題がきわめて重要な問題になるということで、かなり以前からこれらの把握の方法について検討に検討を加えまして、私もとりしてはできる限り正確な数字の把握につとめたつもりでございます。現段階においては私もこの計算について大きな問題といふことが、経費の把握としてはほぼ自信を持って臨むことができるものであるというふうに考えておるのでございます。

○渡辺勘吉君 関連。それでいろいろ苦心してつくつたものを、私たちはやっぱり適正であると確認する意味で資料の提出を求めたいと思うのであります。たとえば、バター一キロつくるのに政府が一応算定した卸売り業者のマージンは十七円二十銭に見えております。あるいは脱脂粉十二・五キロに対する卸売り業者のマージンは百七十二円に見えております。これはそれぞれやはり工場別の原価計算を集約したものとして出しておると思ひます。で、当然その背景になる資料をやはり出してもらふと、この数字が出た経過がわからぬからそういうものがほしい。それから、先ほど来取り上げておるような価格決定年度の乳製品の推定製造販売費用として、バターについては一キロ当たり百四十一円七十銭というものを提出しておる、あるいは脱脂粉については十二・五キロで千三百十六円というものを提出しておる。全練、脱練、全粉、その他、以下同文であります。したがって、この価

格決定年度のそれぞれの品目別の推定製造販売費用というものの農林省が把握した個別のデータのなかから出てきた経過を明らかにする資料を出してもらいたい。

○政府委員(橋垣徳太郎君) 御要求のございました資料の範囲がどの程度あるかでございますが、実ははつきり理解ができなかつたのでございまして、必要な範囲内で、かつ私どもが提出し得ます資料については、御要求に沿いたいと思ひますので、内容につきましては、御要求のございました御趣旨を後ほど伺いました上で資料を整備して提出することにしたと存じます。

○矢山有作君 私もうあと少しでやめて、次に譲りますが、製造販売経費というのは、私の記憶でも三十七年ごろからずっと資料として提出されておつたと思うんです。その三十七年ごろから製造販売経費を知つて調査されておるのだと思うのですが、傾向としてその製造販売経費というのはどうですか、低下傾向にありますか、それとも上昇傾向にありますか。

○政府委員(橋垣徳太郎君) 物的基準をもつて表示をいたします場合には、低下傾向にございまして。ただ、物価の問題でございますので、そういうふうに出ないもの、たとえば、労働費のようなものは、低下傾向に出ませんが、物的な資料で求めます限り、低下傾向にございまして。

○矢山有作君 個々にわたれば上がつていゝものもあれば、下がつていゝものもありましようが、しかし、製造販売経費全体として考えれば、あるいは常識的に考えれば、企業合理化が進んでおるといふ前提に立つならば、むしろ低下傾向にあることは一応常識として考えられます。したがって、先ほど渡辺委員の提出資料に合せて、三十七年以降の製造販売経費の推移、これをその項目ごと、構成要素に分類して提出していただきたいと思ひます。

それから、ここでもう一つ伺つておきたいのは、たしか九州に畜産振興事業団が出資をした乳

製品工場があったように思っておりますが、どうですか。

○政府委員(橋垣徳太郎君) 御指摘の工場は、九州乳業でして、ございます。

○矢山有作君 私に聞いておるところでは、九州乳業は、畜産振興事業団が出資をした乳業企業であり、そこが買っている生乳価格というのは、全国的に見ても非常に一般的に比べて有利なような条件にあると聞いておるのです。この九州乳業の製造販売経費というものを調べになりましたかどうか。

○政府委員(橋垣徳太郎君) 九州乳業につきましては、乳製品の加工をいたしておりますので、調査の対象になっております。

○矢山有作君 その九州乳業の製造販売経費、調査されたものを今度の主要乳製品の製造販売費用として御提出になったその中に計算の基礎として加味されておりますか。

○政府委員(橋垣徳太郎君) 当然のことでございますが、加味されております。

○矢山有作君 それでは参考のために、三大乳業、おそらく三大乳業から製造販売経費の基礎になる報告がとれたんじゃないかと思うのですが、もしそうだとするならば、それと九州乳業のとられた製造販売経費の調査、これとをやはり両方出していただきたい、こちらは比較対照する必要がありますから。

○政府委員(橋垣徳太郎君) 非常に実はむずかしい問題なのでございますが、畜産振興事業団が出資をしておるという関係では、確かに九州乳業は特殊な位置にあるものでございまして、個別の企業のコストあるいは採算というものを一般に公表するということは、行政的に私は慎むべきものではないかというふうに考へるのでございますが、個別の企業というものを控えました範囲での資料で御許しを願いたいというふうに思うのでございます。

○矢山有作君 これは私はなぜそういうような資料を要求するかというと、九州乳業の場合に

は、あなたがおっしゃったような特異な存在ですから、したがって、この製造販売経費というものを調べるということが、ほんとうの意味の乳業企業の製造販売経費というものを知っていく上に非常に重要だと思ふ。だから、個別企業の内容を明かすということは、秘密だということは私も知っております。秘密なら秘密で、秘密の資料として出していただければいいので、どこの国に行つたつて、秘密会を開いて、そして内容の実体を調査するという議會運営、国会運営をやっているんですから、それを日本の国会においても、私はそういう意味で、秘密な資料であれば公表しないようにして出していただきたい。私は、これを審議の対象に置いていただきたい。なぜそういうことを言うかという、私はいまの乳業、酪農というものは、全体として、一部の大乳業メーカーに牛耳られておる、このことは否定できないと思う。そういう中で、少しでもそういう利潤追求の面をこととしないうような企業も存在するならば、その企業が一体どういふ経営をやっておるか、これをつかんでいくのは、将来の乳業合理化の上に對して非常に重要な問題なんです。そういう点で、私はものを考えた場合に、これはぜひひとつ提出をしてもらつて、秘密会なら秘密会でもいいですから、われわれとしては審議の対象に置いていただきたいと思う。そうしない限り、いまのあの複雑な乳業企業の、いろいろなこの計算書を出してもらつたところで、こんなものはとてもじゃないが実体が見抜けるものじゃないし、日本の税務署があれだけの膨大な機構を持っておつて、税金を取るために調査をやつておつてもなかなかできない。まして、大企業になればなるほどできないのであつて、そういう点からいへば、私は企業実体を明らかにして、そうして乳業メーカーの膨大な利潤追求だけを許さないような、そういう日本の酪農政策を確立されるために、どうしてもこれだけは私は要求いたします。

○政府委員(橋垣徳太郎君) 個別企業を表示することは御許しを願ひまして、三大メーカーを含む

む数個の、たとえばABC何々社というような名前で、相互の検討がなし得る程度のものである、提出をいたしたいというふうに思ひます。

○矢山有作君 私は、時間がかかりますから、それでけっこうです。われわれとすれば、的確な製造販売経費が今後算定されるような、そういうことを考へてやつておるわけですから、それにできるだけ役立つような資料を御提出いただきたいと思ひます。

まだ質問を続ければ、これからずっと残つておるわけなんです、あまり私が長くなつてもなんです、大臣はすでにおられぬようで、特に大臣に聞かなければならぬ問題がどうしても二、三に残つておりますから、これは論議の過程というものを大臣に承知しておいていただかないと、おらないでばつと来て言おうといつてもなかなか言えない。言えない結果が、畜産局長の思ふままの答弁になつてしまふので、これは困りますから、したがつて、私の残余の質問を後日に譲らしていただいて、きょうはこれでやめさせていただきますと思ひます。

○渡辺勲吉君 資料は、いま局長は数個と言ひましたが、私が言うてゐるのは、この種算の基礎になつたデータを全部出していただきたい。それを、固有名詞がいかならば、ABCなりアイウエオなり、何でもいゝから、符号をつけて出していただきたい。そうしないと、そこに至つた経過がわからぬでしょう、数個抜き出していただけは。

○矢山有作君 それと、その際、やはり九州乳業なら九州乳業の分を別に出してくださいよ、Aという符号にならうがBという符号にならうがそれはかまいませんが。

○政府委員(橋垣徳太郎君) 渡辺先生の御要望からぬでもございせんが、原価算定の資料全部出せということになりますと、これは非常にやつかいといひます、膨大な資料でもございまして、集約された資料を作成するということでお許しをい

ただけなものかと存じます。

○渡辺勲吉君 指導するにやぶさかではありませんが、ただ、その場合に、基本的な指導の方向というものは、中小メーカーは中小メーカーであり、一つの特徴があるはずなんです。そういうグループに集約することなりたいです。ただ、それを何となく任意的にやるというんじや背景の資料にはならない。あくまでも、こういうものになつた基礎になるものであれば、一から百までを全部羅列を私は要求しません。そういう意味で、要約してそのAグループ、Bグループ、Cグループとかりにあるとすれば、そういう分け方でもいいです、から、そういう程度の集約のしかたで出してほしいと思ふ。

○政府委員(橋垣徳太郎君) 提出をいたします。矢山先生の御要求の資料については、特別に九州乳業の分だけを提出いたします、これは行政上の秘密保持上非常に問題があるのでございまして、もし必要がございしますなら、特別のことを御配慮願ひなければ提出いたしかねると思ふのでございします。ただ、ただいま渡辺先生の御要求の資料は、グループ別になつておりますので、資料の中ではグループの中へ埋没してしまふということに相なりますから、別途に、たとえば、上位十社——大きいもので上位十社をナンバーだけ出して、その中に製造、販売経費が適正なものがどつかにございしますれば、それを基準にして御審議を願ひたいということでお許しをいただきたいというふうに思ひます。

○矢山有作君 そうすると、上位十社なら上位十社として、A、B、C、Dと打つて、その中のどれかに九州乳業の分が入つていゝと、こういうことですか。

○政府委員(橋垣徳太郎君) その程度までは私もやむを得ないのではないかと思ひます。

○委員長(山崎育君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(山崎育君) 速記を起して。

本件についての質疑は、本日はこの程度にとど

め、散会いたします。

午後四時四十五分散会

四月十五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する請願（第一五五八号）（第一五五七号）（第一五五八号）（第一五七四号）（第一六一六号）（第一六九四号）

一、生産者米価の大幅引上げに関する請願（第一五六六号）

一、特別会計制度による国営かんがい排水事業の借入金利子引下げ等に関する請願（第一六〇五号）

一、農道整備事業の拡充強化に関する請願（第一六九五号）

一、第二次沿岸漁業構造改善対策推進に関する請願（第一六九六号）

第一五五八号 昭和四十一年四月一日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する請願

請願者 山口県美禰郡秋芳町共和農業協同組合長 鹿嶋次郎外二十名

紹介議員 二木 謙吾君

この請願の趣旨は、第一五九号と同じである。

第一五五七号 昭和四十一年四月一日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する請願（九通）

請願者 埼玉県北埼玉郡川里村屈集二、七二 政輝範雄外二百六十六名

紹介議員 上原 正吉君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一五五八号 昭和四十一年四月一日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する請願（二十四通）

請願者 埼玉県北埼玉郡川里村大字広田三、二一七 新井全平外六百七十七名

紹介議員 土屋 義彦君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一五七四号 昭和四十一年四月二日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する請願

請願者 大分市下八幡一組 金山教隆外千四百九十名

紹介議員 村上 春藏君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一六一六 昭和四十一年四月六日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する請願

請願者 兵庫県豊岡市野垣二五一奈佐養鶏農業協同組合長 田中好教外十一名

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第二六九四号 昭和四十一年四月七日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する請願（三通）

請願者 兵庫県加東郡社町一、四八九ノ四長谷川金治外二十五名

紹介議員 中野 文門君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一五六六号 昭和四十一年四月二日受理
生産者米価の大幅引上げに関する請願

請願者 福島市杉妻町福島県議会議長 鈴木本省吾

紹介議員 石原幹市郎君

農家経済の窮状を打開するため、四十一年産米価格の決定にあたっては、農民の要求する生産費及び所得補償方式により生産者米価を大幅に引き上げるよう強く要望する。

理由

生産者米価の動向は、農家経済を大きく左右する

理由

農家経済を大きく左右する

理由

重大問題である。しかるに、四十年産米価格にあつては、生産者の要求にそい得なかつたばかりでなく、あいつぐ農業災害や物価高により、再生産費すらねん出できず、農家経済ひつ迫の要因ともなり、産業間格差はますます拡大の傾向を示し、まことに寒心にたえない。

第一六〇五号 昭和四十一年四月五日受理
特別会計制度による国営かんがい排水事業の借入金利子引下げ等に関する請願

請願者 新潟市学校町通一番町新潟県議会議長 渡辺常世

紹介議員 小柳 牧衛君

左記事項の実現についてすみやかに適切な措置を講ぜられるよう強く要望する。

一、特別会計国営かんがい排水事業完成期間七年を更に短縮するとともに、付帯農事事業についても国営事業完成後二年以内に完成できるように予算措置を講ずること。

二、借入金利現行六分五厘を三分五厘に引き下げるとともに、償還期間の現行十年を二十五年に延長すること。

三、工事事務費を全額国庫支弁にすること。

四、普通地方交付税の基準財政需要額の算定に当り、国営土地改良事業地方負担額と農業行政費に事業費補正の方法等を採用すること。

理由

特別会計制度による国営かんがい排水事業は、一般会計制度に比較して工期を短縮する趣旨をもつて実施されているが、この制度では借入金利の高率、国費負担の低率及び元利均等償還期間の短期等の事情が、是正されないため、農家経済と県財政の現状から、国営事業の負担が困難となり、ひいては土地改良事業の推進に支障をきたす事態が招来することを憂慮している。

第一六九五号 昭和四十一年四月七日受理
農道整備事業の拡充強化に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内丸一〇ノ一岩手県

理由

農道整備事業の拡充強化に関する請願

理由

農道整備事業の拡充強化に関する請願

理由

議会議長 山崎権三

紹介議員 谷村 貞治君

土地改良長期計画に基づき、農業経営近代化の基盤である農道の整備事業の拡充強化を図られるよう強く要望する。

理由

昭和四十年から農林漁業用揮発油税財源身替措置の一環として、農業生産の近代化及び農業生産物の流通の合理化を図り、あわせて農村環境の改善に資するため、新たに農道整備事業を行なうことになったのは画期的な施策として各方面から歓迎されているが、開発のおくれに岩手県においては、要路線がきわめて多く、その実現に非常に苦心している。

第一六九六号 昭和四十一年四月七日受理
第二次沿岸漁業構造改善対策推進に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内丸一〇ノ一岩手県議会議長 山崎権三

紹介議員 谷村 貞治君

沿岸漁民の所得格差の是正をはかるため、抜本的な第二次構造改善対策を実施せられたい。

理由

沿岸漁業経営近代化促進対策事業の実施によつて本県の沿岸漁業の進むべき方向がより明確化され、具体的にも新しい沖合養殖場の開発等顕著な効果をあげ、漁業経営向上の大きな前進力となっているが、本対策が終局の目的とする他産業就業者と沿岸漁民との所得格差の是正策としてはまだまだ不十分であり、国民所得からみた漁家層全体の所得格差は依然として大きな幅がある。国においては、経営近代化促進対策事業を終了した県については引き続き補足整備事業を取り上げて実施するやに承つて、前述の沿岸漁業構造改善対策の本旨にかんがみ、補足整備という程度で終わることなく、真に格差が是正されるところまで一歩前進した技術的な第二次構造改善対策を実施されるよう強く要望する。

理由

沿岸漁業経営近代化促進対策事業の実施によつて本県の沿岸漁業の進むべき方向がより明確化され、具体的にも新しい沖合養殖場の開発等顕著な効果をあげ、漁業経営向上の大きな前進力となっているが、本対策が終局の目的とする他産業就業者と沿岸漁民との所得格差の是正策としてはまだまだ不十分であり、国民所得からみた漁家層全体の所得格差は依然として大きな幅がある。国においては、経営近代化促進対策事業を終了した県については、引き続き補足整備事業を取り上げて実施するやに承つて、前述の沿岸漁業構造改善対策の本旨にかんがみ、補足整備という程度で終わることなく、真に格差が是正されるところまで一歩前進した技術的な第二次構造改善対策を実施されるよう強く要望する。

理由

沿岸漁業経営近代化促進対策事業の実施によつて本県の沿岸漁業の進むべき方向がより明確化され、具体的にも新しい沖合養殖場の開発等顕著な効果をあげ、漁業経営向上の大きな前進力となっているが、本対策が終局の目的とする他産業就業者と沿岸漁民との所得格差の是正策としてはまだまだ不十分であり、国民所得からみた漁家層全体の所得格差は依然として大きな幅がある。国においては、経営近代化促進対策事業を終了した県については、引き続き補足整備事業を取り上げて実施するやに承つて、前述の沿岸漁業構造改善対策の本旨にかんがみ、補足整備という程度で終わることなく、真に格差が是正されるところまで一歩前進した技術的な第二次構造改善対策を実施されるよう強く要望する。

理由

沿岸漁業経営近代化促進対策事業の実施によつて本県の沿岸漁業の進むべき方向がより明確化され、具体的にも新しい沖合養殖場の開発等顕著な効果をあげ、漁業経営向上の大きな前進力となっているが、本対策が終局の目的とする他産業就業者と沿岸漁民との所得格差の是正策としてはまだまだ不十分であり、国民所得からみた漁家層全体の所得格差は依然として大きな幅がある。国においては、経営近代化促進対策事業を終了した県については、引き続き補足整備事業を取り上げて実施するやに承つて、前述の沿岸漁業構造改善対策の本旨にかんがみ、補足整備という程度で終わることなく、真に格差が是正されるところまで一歩前進した技術的な第二次構造改善対策を実施されるよう強く要望する。

理由

昭和四十一年四月三十日印刷

昭和四十一年五月二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局